

- 皆様のご意見をお寄せください -

杉並区総合計画【案】 ~ (仮称)杉並 10 年プラン ~

杉並区実行計画【案】 ~ (仮称)杉並 3 年プログラム ~

の策定について

平成 23 年 12 月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

杉並区基本構想審議会は、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を区の10年後の将来像とする新たな基本構想の答申案をまとめました。区は、答申案を踏まえ、基本構想を実現するための具体的な道筋となる「杉並区総合計画」案・「杉並区実行計画」案をまとめましたので、皆様のご意見を伺います。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見は、各計画の策定に活かしていきます。ご意見の概要とそれに対する考え方は、平成24年2月頃に公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

企画課（区役所東棟4階） 区政資料室（区役所西棟2階）
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

意見募集期間 平成23年12月1日（木）～12月30日（金）

意見提出先 杉並区政策経営部企画課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03(3312)9912
E-mail kikaku-k@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

問い合わせ先 杉並区政策経営部企画課
TEL 03(3312)2111（代表）

杉並区総合計画【案】
～(仮称)杉並10年プラン～

杉並区実行計画【案】
～(仮称)杉並3年プログラム～

平成 23 年 12 月



目次

1. 「総合計画」・「実行計画」策定の基本的考え方	1
2. 「総合計画」・「実行計画」の計画事業総括表	2
3. 目標別 施策・事業体系	3
◎ 杉並区総合計画(案)	5
◎ 杉並区実行計画(案)	55

1. 「総合計画」・「実行計画」策定の基本的考え方

このたび杉並区基本構想審議会は、今後10年を見据えた杉並区の目指すべき将来像とそれを実現するための区政の進むべき方向性を示す、新たな基本構想の答申案をまとめました。

これを受け、区は、基本構想を実現するための具体的な道筋となる「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」の案を、次の基本的考え方に基づいてまとめました。

(1) 杉並区総合計画【(仮称) 杉並10年プラン】

- 総合計画は、基本構想が示す「10年後の将来像(※1)」の実現に向けた5つの目標(※2)に沿った「施策」、施策展開を支える「協働推進基本方針」・「行財政改革基本方針」・「区民と共に実現する基本構想」をもって構成する総合的な計画として策定します。

※1 将来像：支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

※2 目標1：災害に強く安全・安心に暮らせるまち

目標2：暮らしやすく快適で魅力あるまち

目標3：みどり豊かな環境にやさしいまち

目標4：健康長寿と支えあいのまち

目標5：人を育み共につながる心豊かなまち

- 10年間を3期（平成24～33年度、平成27～33年度、平成31～33年度）に分けて、時代の変化に的確に対応した計画の改定を行っていきます。

(2) 杉並区実行計画【(仮称) 杉並3年プログラム】

- 実行計画は、総合計画が示す施策を構成する計画事業と、協働の推進と行財政改革の取組、区民と共に基本構想を実現するための取組を明示する財政の裏付けを持つ3年間（平成24～26年度）の計画として策定します。

- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費(※3)を明らかにします。

※3 所要経費は計画上の見込額であり、各年度の予算で確定させていきます。

- 社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、2年ごとに計画をローリング（改定）することを基本とします。

基本構想【10年ビジョン】—区の最上位の計画、区政運営の指針—

総合計画【10年プラン】—基本構想実現の具体的道筋となる計画—

実行計画【3年プログラム】—財政の裏付けを持つ3か年計画—

各年度の予算

2. 「総合計画」・「実行計画」の計画事業総括表

目 標	施 策	事業数
1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち	災害に強い防災まちづくり	6
	減災の視点に立った防災対策の推進	6
	安全・安心の地域社会づくり	8
2 暮らしやすく快適で魅力あるまち	利便性の高い快適な都市基盤の整備	8
	良好な住環境の整備	4
	魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	3
	地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	6
3 みどり豊かな環境にやさしいまち	水とみどりのネットワークの形成	8
	再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	3
	ごみの減量と資源化の推進	3
	環境を大切にする生活スタイルの促進	3
4 健康長寿と支えあいのまち	いきいきと暮らせる健康づくり	6
	地域医療体制の整備	2
	健康危機管理の推進	3
	高齢者のいきがい活動の支援	2
	高齢者の在宅サービスの充実	4
	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	4
	障害者の社会参加と就労機会の充実	3
	障害者の地域生活支援の充実	3
	支えあいとセーフティネットの整備	3
5 人を育み共につながる心豊かなまち	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	7
	保育の充実	3
	障害児援護の充実	2
	子ども・青少年の育成支援の充実	3
	生涯の基盤を育む質の高い教育の推進	11
	成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進	3
	学校教育環境の整備・充実	3
	地域と共にある学校づくり	3
	学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	5
	文化・芸術の振興	2
	交流と平和、男女共同参画の推進	4
	地域住民活動の支援と地域人材の育成	4
	合 計	

3. 目標別 施策・事業体系

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

災害に強い防災まちづくり

- 耐震改修の促進
- 震災救援所周辺等の不燃化促進
- 木造密集地域の解消対策の推進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 雨水流出抑制対策の推進
- 水防情報システムの改修
- 東京電力総合グラウンドの取得・活用
- 都市計画高井戸公園の整備・促進
- 学校教育諸施設の整備・充実

減災の視点に立った防災対策の推進

- 地域防災力の向上
- 防災施設の機能強化
- 災害時要援護者支援対策の推進
- 災害時医療体制の充実
- 学校防災機能の充実
- 自治体間連携による防災対策の推進
- 防災教育の充実

安全・安心の地域社会づくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 暴力団排除の推進
- 消費者被害防止の強化
- 自転車安全利用の推進
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備
- 民有灯の整備・助成

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

利便性の高い快適な都市基盤の整備

- 鉄道連続立体交差の推進
- 都市計画道路の整備
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セッバックの推進
- 生活道路等の整備
- 自転車駐車場の整備
- 都市基盤情報の整備
- 新たな地域交通システムの整備
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進

良好な住環境の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 住宅施策の総合的な推進
- まちづくり活動の支援
- 地区計画等によるまちづくりの推進

魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 多心型まちづくりの推進
- 景観まちづくりの推進
- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- 就労支援・起業支援
- 文化・芸術と運動したまちの魅力づくり

地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

- 産業振興の基盤整備
- 電子地域通貨事業
- 就労支援・起業支援
- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- アニメの振興とにぎわいの創出
- 都市型農業の支援

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

水とみどりのネットワークの形成

- 憩いの水辺創出
- みどりの保全
- みどりの創出
- 東京電力総合グラウンドの取得・活用
- 都市計画高井戸公園の整備促進
- 身近な公園の整備
- みどりの育成
- みどりの協働推進

再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり

- (仮称)地域エネルギービジョンの策定・推進
- 再生可能エネルギーの普及・促進
- 区立施設の再生可能エネルギーの利用拡大

ごみの減量と資源化の推進

- ごみの減量運動の推進
- 資源化の推進
- ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進

環境を大切にする生活スタイルの促進

- 省エネルギー対策の推進
- 環境活動への支援と連携の推進
- 環境学習の推進
- 街路灯の整備

目標4 健康長寿と支えあいのまち

いきいきと暮らせる健康づくり

- 生活習慣病予防対策の推進
- 区民健康診査
- 成人歯科健康診査
- がん対策の推進
- 区民健康づくり
- 介護予防事業

地域医療体制の整備

- 救急医療体制の充実
- 地域医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実

健康危機管理の推進

- 食の安全対策の推進
- 感染症対策の推進
- 放射能対策の実施

高齢者のいきがい活動の支援

- 高齢者の活動拠点での自主的活動の推進
- 長寿応援ポイント事業

高齢者の在宅サービスの充実

- 在宅療養支援体制の充実
- 家族介護者支援事業の充実
- 安心おたっしや訪問事業
- 高齢者の見守りサービスの充実

要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

- 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備
- 特別養護老人ホームの整備
- 介護老人保健施設の整備
- 認知症高齢者グループホームの整備

障害者の社会参加と就労機会の充実

- 障害者通所施設等の整備
- 就労支援の充実
- 移動支援の充実

障害者の地域生活支援の充実

- 相談支援の充実
- グループホーム・ケアホームの確保
- 障害者虐待対策の推進

支えあいとセーフティネットの整備

- 生活支援情報提供の推進
- 移動サービスの支援（移動困難者支援）
- 成年後見制度の利用促進
- 災害時要援護者支援対策

目標別 施策・事業体系凡例

将来像を実現するための目標

施策名

計画事業

重点事業

再掲事業

目標5
人を育み共につながる心豊かなまち

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 子ども・子育てまちづくりの推進
- 子育て応援券事業
- 母子保健に関する相談支援等の実施**
- 安心して妊娠・出産できる環境づくり**
- 子ども家庭支援センター相談事業
- 児童虐待対策の推進
- 民間母子生活支援施設の建設助成

保育の充実

- 待機児童対策の推進**
- 多様な保育サービスの提供
- 幼稚園の整備
- 就学前教育の充実

障害児支援の充実

- 発達障害支援の充実**
- 障害児の放課後支援の充実
- 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

子ども・青少年の育成支援の充実

- (仮称)次世代育成基金の創設**
- 学童クラブの整備
- 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

- 小中一貫教育の推進**
- 社会体験学習活動の推進
- 学力向上の支援
- 体力づくりの推進
- 食育の充実
- 健康教育の充実
- 防災教育の充実
- 環境教育の充実
- 就学前教育の充実**
- 特色ある教育活動の推進
- 部活動の充実

成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実**
- 教育相談体制等の充実
- 30人程度学級の実施
- 発達障害支援の充実

学校教育環境の整備・充実

- 区立小中学校の改築**
- 学校教育諸施設の整備・充実
- 学校図書館の充実

地域と共にある学校づくり

- 新しい学校づくりの推進**
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 地域教育推進協議会のモデル設置

学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

- (仮称)スポーツ推進計画の策定**
- 体育施設の整備**
- 図書館サービスの情報化の推進
- 図書館の整備
- 子ども読書活動の推進

文化・芸術の振興

- 文化・芸術活動の振興**
- 文化・芸術と連動したまちの魅力づくり

交流と平和、男女共同参画の推進

- 国内交流の推進**
- 国際交流の推進
- 平和事業の推進
- 男女共同参画の推進

地域住民活動の支援と地域人材の育成

- 地域住民活動の支援
- 地域区民センター等の整備
- NPO等の活動支援**
- 地域人材の育成

基本構想を実現するために

協働推進基本方針

- 区民参加の促進
- 地域人材の育成と活動環境の支援
- 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実

行財政改革基本方針

- 財政健全化と持続可能な財政運営の実現
- 効率的な行政運営
- 効率的な組織体制の構築と人材の育成
- 区立施設の再編・整備
- 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

区民と共に実現する基本構想

- 基本構想を区民と共に実現するために

杉並区総合計画

～(仮称)杉並10年プラン～

(平成24～33年度)

(案)

目 次

I 目標別の計画内容

- 1 目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち（施策1～3）……………7
- 2 目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち（施策4～7）……………10
- 3 目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち（施策8～11）……………16
- 4 目標4 健康長寿と支えあいのまち（施策12～20）……………20
- 5 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち（施策21～32）……………30

II 基本構想を実現するために

- 1 協働推進基本方針……………43
 - 1) 方針1 区民参加の促進……………44
 - 2) 方針2 地域人材の育成と活動環境の支援……………45
 - 3) 方針3 協働を支える情報発信と、区と区民との
コミュニケーション充実……………46
- 2 行財政改革基本方針……………47
 - 1) 方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現……………48
 - 2) 方針2 効率的な行政運営……………49
 - 3) 方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成……………50
 - 4) 方針4 区立施設の再編・整備……………51
 - 5) 方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進……………52
- 3 区民と共に実現する基本構想……………53
 - 基本構想を区民と共に実現するために……………53

I 目標別の計画内容

■目標 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策1 災害に強い防災まちづくり

現状と課題

- 今後、高い確率で発生すると予測されている首都直下地震などの大震災から区民の生命と財産を守るため、災害時に倒れにくく燃えにくい防災まちづくりを推進することは最重要課題の一つです。区内には木造密集地域を中心に大震災発生時の火災危険度が高い地域があり、建築物の耐震化や不燃化、狭あい道路の拡幅整備などを着実に進める必要があります。
- 区では、平成17年の集中豪雨によって多くの浸水被害が発生しました。雨水が地下に浸透しにくくなっている現状の中で、都市型水害対策も重要な課題です。

10年後の目標

- 区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に拠点となる震災救援所(区立小中学校)周辺などの不燃化と木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。
- 総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値	目標値 (3年後)	目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
区内建築物の耐震化率	77.0% (22年度)	90% (27年度)	95%	耐震性を有する建物棟数 ÷建物総棟数
区内建築物の不燃化率	44.0% (18年度)	50%	60%	土地利用現況調査による
雨水流出抑制対策施設の整備率	40.0% (22年度)	47%	60%	累計対策量÷流域豪雨 対策計画の目標対策量 (588,000 m ³)

目標を実現するための主な取組

○耐震改修の促進 **重点**

- ・区内建築物の耐震診断・耐震改修に対する助成を行い、災害時に倒れにくいまちづくりを進めます。

○震災救援所周辺等の不燃化促進 **重点**

- ・震災救援所(区立小中学校)周辺と緊急輸送道路から当該施設までの沿道の不燃化をはじめ、災害時に燃えにくいまちづくりを推進します。

○総合治水対策の推進

- ・東京都による河川改修事業等の促進を図るとともに、区として雨水貯留・浸透施設の整備を進めるなど、総合治水対策を推進します。

■目標 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策2 減災の視点に立った防災対策の推進

現状と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、東京においても帰宅困難者対策や緊急時の交通対策などの新たな課題が浮彫りとなり、住民の生命を守る基礎自治体の役割の重要性が改めて提起されました。
- 災害時に一人でも多くの区民の命を守るため、きめ細かい情報提供や災害時要援護者対策の推進、医療救護対策の充実など、減災の視点に立った防災対策を着実に進める必要があります。

10年後の目標

- 大震災発生時の被害をできるだけ小さくする減災の視点を盛り込んだ、きめ細かい総合的な防災対策が進められています。また、こうした中で、区民の防災意識が向上し、すべての区民が家具の転倒防止や備蓄などの防災対策を講じています。
- 災害時において、高齢者や障害者などの要援護者に対する安否確認・避難等の支援や、区民が適切な医療を受けられる体制が整ってきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値	目標値 (3年後)	目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合	94.2% (22年度)	95%	100%	区民意向調査による
避難・救護の拠点である震災救援所(区立小中学校)を認知している区民の割合	80.7% (22年度)	90%	100%	区民意向調査による
区や地域等で実施する防災訓練に参加した区民の割合	28.7% (22年度)	30%	40%	区民意向調査による

目標を実現するための主な取組

○防災施設の機能強化 **重点**

- ・首都直下地震等に備え、災害時に拠点となる区立施設について、自家発電能力の向上を図るとともに、防災機能の一層の強化に取り組みます。

○災害時要援護者支援対策の推進 **重点**

- ・自力では避難が困難な高齢者や障害者などの区民に対し、災害時に地域ぐるみで支援するための体制を充実・強化します。

○災害時医療体制の充実 **重点**

- ・災害時に、区民が適時適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携して災害時医療体制の充実を図ります。

○自治体間連携による防災対策の推進 **重点**

- ・区と災害時相互援助協定を締結している自治体との連携による「自治体スクラム支援」を推進するとともに、他自治体との災害時相互援助の仕組みを充実します。

■目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策3 安全・安心の地域社会づくり

現状と課題

- 全刑法犯認知件数は、平成22年には6,277件となり、平成14年の11,115件から大きく減少していますが、新たな手段による振り込め詐欺などの犯罪が増加してきています。犯罪発生の一層の減少を目指すためには、新たな防犯対策と、区民の自主的な防犯団体組織への継続的な活動支援が必要です。
- 高齢化の進展に伴って、消費者トラブルなどの被害が増加することが予測されます。国や都などと連携しながら、消費者相談や啓発の充実を図ることが必要です。
- 高齢者等の交通弱者が被害者となる事故が増えており、交通事故の少ない安全・安心なまちづくりを進めることが求められています。

10年後の目標

- 地域の中での犯罪の発生が減少し、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う安全・安心なまちになっています。
- 消費者被害に対する国・都・区の連携が進み、情報提供や相談対応が充実してきています。
- 交通安全対策を進めた結果、交通事故が減少しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
全刑法犯認知件数	6,277件 (22年度)	→	5,000件	→	3,000件	「刑法」に規定する全犯罪認知件数(交通事故及び特別法犯を除く)
地域防犯自主団体数	144団体 (22年度)	→	152団体	→	166団体	地域住民により自主的に組織された防犯団体数
区内における交通事故件数	2,098件 (22年)		1,900件 (27年)		1,900件 (27年)	第9次杉並区交通安全計画における目標値

目標を実現するための主な取組

○防犯力が高いまちづくり **重点**

- ・地域に根ざした防犯対策や、区民との協働による犯罪が起りにくいまちづくりの推進など、まち全体の防犯力を高めます。

○消費者被害防止の強化

- ・消費者被害を防止するため、相談対応や啓発活動を強化します。

○自転車安全利用の推進

- ・自転車安全利用講習会等により、交通安全の確保と自転車事故の防止を図ります。

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

現状と課題

- 道路や鉄道などの都市基盤の整備は、快適な都市生活を送る上で非常に重要ですが、踏切による交通渋滞・踏切事故や鉄道による地域分断は、区民生活やまちづくりにとって大きな問題となっています。
- 都市計画道路をはじめとする道路交通体系の整備は、利便性向上のほか、災害時の緊急車両の通行を確保する観点からも重要な課題です。また、狭あい道路についても、地域住民等の理解と協力を得ながら、拡幅整備等を積極的に進めていく必要があります。
- 高齢化の進展に対応して、公共施設等のバリアフリー化や移動しやすい公共交通網の整備が重要になってきています。区では、これまで南北バス(すぎ丸)を運行してきましたが、今後は、高齢社会への対応など新たな視点で地域交通システムを検討することが求められています。

10年後の目標

- 鉄道の連続立体交差事業の進捗に伴い、踏切による交通渋滞や事故、鉄道による地域分断が解消されるなど、道路交通と地域コミュニティの円滑化が進んでいます。
- 都市計画道路等の整備により、便利で安全な道路ネットワークの形成が計画的に進んでいます。また、狭あい道路についても拡幅事業と併せて電柱のセットバックが進み、防災性の向上と円滑な通行の確保が進んでいます。
- 区立施設や道路、駅など様々な施設のバリアフリー化が進むとともに、新たな地域交通が整備され、誰もが移動しやすく、安全・安心で快適なまちが形成されてきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
区内での定住意向	85.5% (22年度)	→	87%	→	90%	区民意向調査による
都市計画道路(区道)完成延長	6,642m (22年度)	→	7,022m	→	8,052m	区内都市計画道路のうち整備完了した区道延長

目標を実現するための主な取組

○鉄道連続立体交差の促進 **重点**

・連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺や沿線まちづくりを地域住民と協働して進めます。

○狭あい道路拡幅整備事業と電柱セットバックの推進 **重点**

・狭あい道路を拡幅整備して防災性の向上と円滑な通行の確保を推進するとともに、災害時に支障となる電柱について、区民や事業者の協力を得ながらセットバックを進め、安全で快適なまちづくりを進めます。

○新たな地域交通システムの整備 **重点**

・交通利便性の向上を図るとともに、地域間の交流を促進するため、ワゴン型車両などの新たな地域交通システムの整備について調査・検討に着手し、その具体化を図ります。

○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 **重点**

- ・「バリアフリー基本構想」の策定・推進により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備など、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策5 良好な住環境の整備

現状と課題

- 区の地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成を図るとともに、利便性が高く、暮らしやすい、快適で魅力ある質の高い住宅都市づくりを推進していく必要があります。
- 地域特性に応じた良好な住環境を保全・形成していくため、地域地区、地区計画などまちづくりに関する諸制度の活用と適正な運用が求められています。
- 時代の変化を踏まえて「住宅マスタープラン」を改定し、区営住宅の住環境の整備とともに、民間の良質な住宅ストックの活用と形成を図る施策の推進が求められています。

10年後の目標

- 地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成が進み、質の高い住宅都市、住み続けたいまち、住んでみたいまち杉並として幅広く認識されています。また、歴史・文化、自然などの価値ある場所がネットワーク化され、まちの魅力・価値が高まっています。
- まちづくりに関する諸制度の的確な運用により、良好な市街地形成が進んでいます。
- 区民が良質な住宅と良好な住環境の中で、ゆとりある住生活を送れるようになっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
住環境に満足する区民の割合	90.8% (22年度)	→	92%	→	95%	区民意向調査による
区民一人当たりの住宅床面積	32.0㎡ (20年度)	→	34.4㎡	→	40.0㎡	住宅土地統計調査による

目標を実現するための主な取組

○まちづくり施策の総合的な推進 **重点**

- ・まちの将来像の実現に向け、「まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」の改定を行うとともに、適切な運用を進めます。また、既存の都市基盤やみどり・水などの自然環境、歴史・文化など地域の資源を活かしながら、地域特性に応じた土地利用と住環境整備を進めます。

○まちづくり活動の支援

- ・地域の具体的なまちづくりに際しては、行政・区民・事業者など様々な主体の連携により、まちづくりを計画的かつ効果的に推進します。

○住宅施策の総合的な推進

- ・住宅施策の総合的な方針である「杉並区住宅マスタープラン」を改定し、計画的に施策を実施します。また、都営住宅の区移管の促進や区が保有する住宅ストックを有効に活用し、区営住宅の供給を図ります。住宅確保が困難な高齢者・障害者等については、民間アパートのあっせんを行います。

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

現状と課題

- 杉並区が住宅都市としての価値をさらに高めていくためには、駅周辺を中心とした、魅力的でにぎわいのあるまちづくりが重要です。特に、区内最大の交通結節拠点である荻窪駅周辺地区は、その潜在能力を十分に活かした整備を行い、商業の活性化や生活利便性などの都市機能を高めていくことが求められています。
- 区内全体では、交通拠点である駅周辺を核とし、それぞれの地域特性を活かした、にぎわいや魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。
- みどり豊かな美しい住宅都市杉並を将来に継承し、魅力あるまちなみを創出するためには、まちの景観に対する区民の意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成していくことが求められています。

10年後の目標

- 荻窪駅周辺では、商業機能や生活利便施設の集積や利便性の高い都市空間の形成など、「都市再生まちづくり」が着実に進んでいます。
- 駅を中心に区内各地域の特性を活かした魅力のあるまちづくりが進み、多くの人が訪れたいようなにぎわいと活力が生まれています。
- まちなみ景観の視点から考えるまちづくり活動など区民一人ひとりの主体的な取組が進み、美しいまちなみづくりを支えています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
杉並区のまちを美しいと思う人の割合	76.1% (22年度)		80%		85%	区民意向調査による

目標を実現するための主な取組

○荻窪駅周辺都市再生事業の推進 **重点**

- ・荻窪駅周辺について、地域住民との連携・協力により、まちの将来構想を描きます。また、南北分断の解消と都市機能のさらなる強化に向けて幅広い視点から検討を進め、国や都、鉄道事業者等と協議・調整をしながら、「都市再生まちづくり」を進めます。

○多心型まちづくりの推進 **重点**

- ・交通拠点である駅を中心に、それぞれの地域特性を活かした商業・業務の活性化や生活利便性の向上を図り、にぎわいと多彩な魅力ある「多心型まちづくり」を計画的に進めます。

○景観まちづくりの推進

- ・景観法や景観計画に基づき、大規模建築物の事前協議と届出受付を行うとともに、景観週間の開催や景観新聞の発行等の普及活動を通して景観に対する区民の意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成します。

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

現状と課題

- 区内産業や商店街の活性化に向けて、区内の産業の実態分析に基づく、産業振興の計画的な推進が求められています。
- 産業振興の実効性を高めるためには、区と区内産業団体等が日常的に連携できる場が必要となっています。また、将来を見据え、意欲のある人々への就労対策や起業支援等の対策が求められています。
- これまでの区内中小企業・商店街の支援策やアニメの振興策などについて、杉並区の特性を踏まえ、見直し・再構築していくことが課題となっています。
- 区内の農地・農業者は、高齢化による後継者不足、相続税負担に伴う農地売却などにより減少しており、実効性の高い都市型農業支援策を講じる必要があります。

10年後の目標

- 区と区内産業団体等が力を合わせ取り組む場として、「(仮称)産業振興センター」が整備され、区と産業団体が一体となって区内経済の活性化を推進しています。
- 杉並区の特性を踏まえた「産業振興計画」に基づき、区内産業や商店街の振興策が実施され、区内経済が着実に活性化してきています。
- また、住宅都市にふさわしい医療・福祉などの生活支援産業や、ICT(情報通信技術)・アニメなどの知的産業が成長してきています。
- 区内農業者による地産地消マーケットなどの取組が行われ、学校給食へ農産物が提供されるなど、都市型農業の持つ多面性が活かされるようになってきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
商店街への満足度	—	→	50%	→	55%	区民意向調査による
地域特性を踏まえた 商店街事業の創出	—	→	3事業	→	10事業	
就職面接会によって 区内事業者就職した人数	31人 (22年度)		130人		500人	

目標を実現するための主な取組

○産業振興の基盤整備 **重点**

- ・産業振興の基盤整備に向け、区と関係団体の事務室を同じスペースの中に配置した「(仮称)産業振興センター」を設置・運営し、共に協働して区内の産業振興を促進します。また、「産業振興計画」の改定・推進を図ります。

○電子地域通貨事業 重点

・電子地域通貨事業により、区内の経済循環の創出による経済の活性化と行政サービスの利便性の向上を図ります。

○就労支援・起業支援 重点

・意欲がありながら雇用機会に恵まれなかった現役世代等の就労を支援します。また、雇用の拡大と区内中小企業の経営活性化の両立を図るとともに、起業家精神あふれる創業者・事業者を支援し、医療・福祉などの生活支援産業や知的創造型産業などを振興します。

○地域特性を活かした商店街活性化促進 重点

・区内各地域の特性を踏まえた商店街事業を支援することで、区民の日常生活の利便性を向上させるとともに、地域の活性化につなげます。

○アニメの振興とにぎわいの創出 重点

・アニメ施策の再構築を図り、アニメーション制作者等の人材育成やアニメを活用した商店街の活性化とまちのにぎわいを創出します。

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策8 水とみどりのネットワークの形成

現状と課題

- 東日本大震災では、震災後の避難所や仮設住宅などの用地として、地域のオープンスペースの重要性が改めて認識されました。
- 区内のみどりは、様々な取組を進めたことにより、平成19年度の調査で緑被率は21.84%まで回復しました。今後、屋敷林や農地など、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを後世に引き継ぐためには、未来を見据えた視野を持ち、計画性を持った取組を行っていくことが重要です。
- 現状のみどりを守り、さらに創出していくためには、公園や緑地の整備を進めるとともに、水とみどりのネットワークの拠点となる多様なオープンスペースを確保していくことが重要です。

10年後の目標

- 住宅都市に調和したみどりと建物でまちなみが構成され、自然が回復した川と屋敷林や農地が点在するなど、誰もが自然と共存することに感動と親しみを持つことのできる成熟したまちづくりが着実に進んでいます。
- 防災機能を合わせ持つ公園やオープンスペースが整備され、みどりがつながり、みどりの総量も増加しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
緑被率	21.84% (19年度)	→	23% (30年度)	→	23% (30年度)	概ね5年毎に実施するみどりの実態調査による
区民一人当たりの都区立公園面積	1.98㎡ (23年度)	→	2.10㎡	→	2.33㎡	公園緑地等面積÷人口

目標を実現するための主な取組

○みどりの保全 **重点**

- ・みどりの保全・創出のため、保全すべき屋敷林・農地の選定や、特別樹林や貴重木の指定を行うことで、区として残すべきみどりを明確化します。みどりのベルトづくりの中で、区民と協働してみどりの創出に取り組むとともに、区民の意見を聴く機会を設けながら緑化意識の啓発に努めるなど、みどり豊かな住宅都市づくりに取り組みます。

○東京電力総合グラウンドの取得・活用 **重点**

- ・まちの防災機能を高めるとともに、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保していくため、東京電力総合グラウンドを取得し、運動施設を活用した地域公園として整備します。

○都市計画高井戸公園の整備促進 **重点**

- ・みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの場の確保や地域の防災性の向上を図るため、東京都との連携により、都市計画高井戸公園と周辺まちづくりの整備を促進します。

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり

現状と課題

- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギー政策の根本的な見直しが国を挙げての大きな課題となっています。区においても、区民の暮らしを守り生活の安全を確保するため、再生可能エネルギーの普及促進など、住宅都市としての特性を活かした地域エネルギー対策を推進していくことが求められています。
- 各家庭や事業所のほか、区立施設においても、再生可能エネルギーの利用拡大を図る必要があります。

10年後の目標

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が進み、各家庭や事業所においてエネルギーを自ら創出し、電力需要を賄う取組が定着するなど、地球にやさしい住宅都市づくりが進んでいます。
- 区立施設等における再生可能エネルギーの利用が拡大しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
太陽光発電機器設置数 (太陽光発電機器普及率)	1,467件 (2.0%) (22年度)	→	3,300件 (4%)	→	7,800件 (10%)	太陽光発電機器設置数 ÷区内戸建棟数
区内太陽光発電による発電量	492万kWh (22年度)	→	1,120万kWh	→	2,280万kWh	区内太陽光発電機器設置 数より年間発電量を推計(※)
区立施設の太陽光発電による発電量	7万kWh (22年度)		14万kWh		21万kWh	区立施設太陽光発電機器 から年間発電量を推計(※)

(※)太陽光発電パネル1kW当たり、年間1,000kWhの発電を想定

目標を実現するための主な取組

○(仮称)地域エネルギービジョンの策定・推進 **重点**

- ・「(仮称)杉並区地域エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの普及のあり方や達成目標などを内容とした基本指針を定め、その取組について進捗状況を定期的に検証しながら進めます。

○再生可能エネルギーの普及・促進 **重点**

- ・住宅都市としての地域特性を活かして、太陽光発電機器の導入助成制度を拡充し、再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。

○区立施設の再生可能エネルギーの利用拡大 **重点**

- ・小中学校を含む区立施設の建替や大規模改修の際に、太陽光や自然換気など、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策10 ごみの減量と資源化の推進

現状と課題

- 東京湾に設置することができる最後の埋立処分場となる新海面処分場は、あと50年ほどで満杯になると言われています。これを少しでも長く利用するためには、一人ひとりがごみの排出を抑制し、減量していくことが欠かせません。
- 全集積所でプラスチック製容器包装、ペットボトルを資源回収するとともに、町会・自治会、PTA、集合住宅などが主体となって取り組む集団回収により、資源回収量は増加し、ごみ量は着実に減少していますが、さらなるごみの減量を進めるためには、資源回収品目の拡大が必要です。
- 一部の地域においては、ごみ出しのルールやマナーが守られておらず、集積所周辺のごみの散乱や不法投棄により、まちの美観を損ねているなどの問題が生じています。

10年後の目標

- ごみの減量・資源化に対する区民の意識の向上が図られ、家庭や事業所での分別の徹底により、資源回収量が増加し、ごみ量は着実に減少しています。
- 集積所へのごみ出しのルール・マナーが守られ、空き地や私道への不法投棄も減少し、まちの美観が保たれています。また、カラス対策の効果が上がり、集積所のごみの散乱は年々減少してきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
区民一人1日当たりのごみ排出量	548g (22年度)	→	510g	→	460g	年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日
資源回収率	26.6% (22年度)	→	28%	→	33%	資源回収量÷(区ごみ収集量+資源回収量)

目標を実現するための主な取組

○ごみ減量化の推進

- ・「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、区民・事業者・区がごみ減量の目標を共有し、それぞれの役割と責任に応じて、ごみの発生抑制、分別の徹底や資源品目の拡大などの取組を複合的に組み合わせ、さらなるごみの減量を進めます。

○資源化の推進 **重点**

- ・地域の住民と連携した集団回収を推進し、必要な支援を行って、良質な資源を確保し、資源回収量の増加に努めます。

○ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進

- ・ごみ・資源の排出マナーの向上を図るとともに、集積所管理の支援や不法投棄の防止に向けた取組を強化し、まちの美観を確保します。

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策11 環境を大切にする生活スタイルの促進

現状と課題

- 福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足は、電力に依存した暮らしや事業活動を改めて見直す契機となりました。区民・事業者による一層の省エネルギー対策が求められており、一人ひとりの意識と行動の積み重ねが大切になっています。
- 路上喫煙やごみ・吸殻のポイ捨てをはじめ、生活環境のさらなる改善が求められています。
- 地域の環境に関する課題は、行政との適切な役割分担のもと、区民が主体となって解決できるよう、自主的・自発的な環境活動をさらに支援していく必要があります。
- 地球環境を保全し、よりよい環境を次世代に残すためには、区民一人ひとりが暮らしと環境とのかかわりについて理解と関心を深め、環境問題に主体的に取り組むことが重要です。

10年後の目標

- 区民・事業者が、暮らしや事業活動の中で、省エネルギー・省資源への積極的な取組を行っています。
- 区民・事業者・地域団体・環境 NPO 等の自主的・自発的な活動によって、生活環境の改善に向けた様々な取組が各地域で活発に展開され、ごみや吸殻のポイ捨てが減少するなど、まちの環境美化が進んでいます。
- 区民や環境 NPO 等により、子どもも大人も楽しみながら参加できる環境学習講座等が数多く提供され、多くの区民が環境についての理解を深め、自主的に環境行動に取り組んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	— (22年度)	→	90%	→	100%	区民意向調査による
杉並区内の年間電力使用量	22億kwh (22年度)	→	21.5億kwh	→	20億kwh	杉並区・練馬区・中野区のエリア内における年間電気使用量から推計

目標を実現するための主な取組

○省エネルギー対策の推進 **重点**

- ・区民一人ひとりがエネルギーの重要性を認識し、地球環境保全や低炭素社会づくりに対する意識が高まるよう、家庭や事業所の省エネルギーへの取組を引き続き支援します。

○環境活動への支援の充実

- ・地域の環境美化や自然環境保全に向けた取組など、地域の多様な主体の自主的・自発的な活動への支援を充実していきます。

○環境学習の充実

- ・環境団体と連携し、発達段階に応じた環境教育を実践できるよう学校を支援するとともに、区民の環境学習機会をさらに充実させることで、環境に対する意識を高め、行動する地域社会をつくります。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策12 いきいきと暮らせる健康づくり

現状と課題

- 糖尿病など生活習慣病が原因の疾病が増加する中で、生活習慣病に対する取組を着実に進めていく必要があります。
- 病気の早期発見のために区民健診・がん検診の受診率向上が課題となっています。また、死亡率第1位のがんについては、総合的な対策事業を進めることが求められています。また、女性特有の疾病やがんの予防などには、女性の視点を加えた施策を実施することが一層求められています。

10年後の目標

- 誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、また、一人ひとりの健康管理・健康増進の仕組みが整ってきています。
- 区民健診やがん検診の受診率が向上し、病気の予防や早期の治療に結び付き、生活習慣病やがんによる死亡率が減少しています。
- 生活習慣病対策などにより区民の健康への意識が向上するとともに、介護予防の取組により、健康な高齢者が増加し、新規に介護認定を受ける年齢が上がっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値	目標値 (3年後)	目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
65歳健康寿命	男性 82.56歳 女性 85.58歳 (22年度)	男性 83歳 女性 86歳	男性 84歳 女性 87歳	平均自立期間に65歳を足したもの(要介護2以上を障害期間として算出) ※東京保健所長会方式
内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の割合	男性 41.8% 女性 12.0% (22年度)	男性 40% 女性 11%	男性 35% 女性 10%	成人等健診における内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の数÷成人等健診受診者数
がんの死亡率 (年齢調整死亡率)	男性 182.9 女性 90.7 (22年度)	男性 180 女性 89	男性 174 女性 85	年齢調整死亡率＝人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年モデル人口)で補正して算出(人口10万対)

目標を実現するための主な取組

○生活習慣病予防対策

- ・健康づくりリーダーや食育ボランティアと協働し、糖尿病や脂質異常症など深刻な症状をもたらす生活習慣病予防の普及啓発を推進します。

○区民健康診査・成人歯科健康診査

- ・健診により、内臓脂肪症候群、糖尿病や歯周病などの生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を実現し、健康的な生活が送れるようにします。

○がん対策の推進 **重点**

- ・「(仮称)がん対策推進計画」を策定し、予防・早期発見・早期治療を実現するための取組を進めます。がん検診推進事業をはじめ、がん検診戸別勧奨通知の実施や、子宮頸がん予防ワクチン接種など、総合的ながん対策を推進します。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策13 地域医療体制の整備

現状と課題

- 医療機関案内サービスや AED(自動体外式除細動器)の配置、さらには小児急病診療を中心とした内科・歯科の急病診療体制の確保等により、「救急医療に安心感を持つ区民の割合」は、調査を開始した平成15年度42.4%から61.4%へ上昇しています。また、初期救急対応力の向上を図るために養成を続けてきた救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)は、平成16年度発足時の238名から1,757名となりました。
- 今後は、区民の急病時・緊急時の生命を守る取組を継続して発展させていくとともに、区民の多様な医療ニーズに応えていけるよう、地域の医療機関と共に区内の医療提供体制の充実・強化に向けた取組を進めていく必要があります。

10年後の目標

- 一般の医療機関が休診となる夜間・休日においても、安心して診療を受けられる体制が確保されており、救急医療に対する区民の安心感が高まっています。
- 緊急時に、現場に救急車が到着するまでの間、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上しています。
- 病院、診療所、歯科診療所、薬局などの地域の医療機関が相互に連携し、区民が安心して医療を受けられる体制の一層の整備が図られています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	61.4% (22年度)	→	65%	→	80%	区民意向調査による
救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	1,757人 (22年度)	→	2,600人	→	4,000人	

目標を実現するための主な取組

○救急医療体制の充実

- ・区独自の医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした内科・歯科の急病診療体制の確保により、区民の急病時の不安解消を図ります。また、救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の養成や応急手当の普及・啓発活動を通じて、初期救急対応力の向上を図ります。

○地域医療体制の充実 **重点**

- ・区民の医療ニーズを的確に把握し、地域の医療機関・関係団体との共通認識のもとに必要な機能の充実・強化に努めるとともに、医療機関相互の連携強化や既存の病院の機能強化、新規病院の開設に向けた協議・調整を行います。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策14 健康危機管理の推進

現状と課題

- 近年、食肉の生食やノロウイルスによる食中毒の発生など食の安全に関する事例が増加傾向にあります。そのため、食品取扱施設の監視指導の強化とともに、消費者及び食品事業者が食の安全に関する正しい知識を身に付けることが大きな課題となっています。
- 東南アジアなどを中心に、鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染事例が報告されるなど、新型インフルエンザ等の発生が危惧されています。
- 東日本大震災がもたらした原発事故放射能問題が、環境や健康被害への不安を高めており、区民の不安を解消するための継続的な対策が求められてきています。

10年後の目標

- 食品事業者及び区民が食肉の生食のリスクを含め、食中毒について正しく認識しています。また、小児や高齢者といったハイリスクグループの食中毒が減少しています。
- 食の安全などの健康危機管理に関して、区民、事業者及び行政間で情報共有が進んでいます。
- 新型インフルエンザなど、感染症発生時における保健と医療のスムーズな連携体制が取れています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
食中毒患者数の推移	100人 (22年度)	→	86人	→	60人	腸管出血性大腸菌患者数及びカンピロバクター患者数の5年移動平均÷平成22年度同値

目標を実現するための主な取組

○食の安全対策の推進

- ・小児や高齢者などが利用する集団給食施設や、生食肉などのリスクが高い食品を取り扱う可能性のある営業施設に対して、重点的に監視指導を行います。また、食の安全シンポジウムなどのリスクコミュニケーション事業を拡充するとともに、区民及び事業者が食中毒などの正しい知識を身に付けられる環境を整備し、様々な食品衛生の情報を発信します。

○感染症対策の推進

- ・新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生・流行に備え、区民が必要とする情報を提供します。また、流行段階に応じた体制の整備と必要な支援を図るなど、総合的なインフルエンザ等対策を推進します。

○放射能対策の実施 **重点**

- ・空間放射線量や小中学校・保育園等の給食食材などの放射能測定を実施し、その結果を公表します。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策15 高齢者のいきがい活動の支援

現状と課題

- 高齢者の社会参加を促す仕組みとして平成21年度から開始した「長寿応援ポイント事業」の活動参加者は着実に増えています。高齢者の活動拠点である「ゆうゆう館」は、平成23年度までに全館がNPO等による運営となり、各館で特色ある取組が行われています。
- 今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が多くの人々とかかわりながら、高齢者が地域でいきいきと活動できる環境を整えることが課題となっています。

10年後の目標

- 高齢者が同じ趣味・関心によるつながりや地域でのかかわりなどを通して、様々な区民とつながっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
65歳以上の高齢者でいきがいを 感じている人の割合	79.2% (22年度)		81%		85%	高齢者実態調査による
75歳以上の高齢者で、週2回 以上外出している人の割合	72.7% (22年度)	→	75%	→	77%	高齢者実態調査による
地域活動・ボランティア活動・ 働いている高齢者の割合	32.6% (22年度)		35%		40%	区民意向調査による

目標を実現するための主な取組

○高齢者の活動拠点での自主的活動の推進

- ・ゆうゆう館や高齢者活動支援センターにおいて、高齢者の活動の幅を広げるため、協働事業者や指定管理者と連携して、新たな活動のきっかけづくりと自主グループ活動の支援を強化します。

○長寿応援ポイント事業 **重点**

- ・高齢者自身の健康増進に加えて、地域のための支えあいの活動にもつながる長寿応援ポイント事業を通して、高齢者の自主的な活動を推進します。さらに、事業の効果検証を行い、持続可能な制度として必要な見直しを行います。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策16 高齢者の在宅サービスの充実

現状と課題

- 医療や介護が必要になっても地域で安心して在宅生活が継続できるよう、介護保険サービスに加え、在宅介護を支援する区独自のサービスを充実させることが必要です。また、医療や介護、福祉サービスなどの生活支援サービスを含め、切れ目のない包括的なサービスの提供が求められています。
- 高齢者が地域で孤立することなく安心して生活するためには、地域全体で見守り、支えあう基盤を整えることが重要です。また、相談窓口やサービスなどの情報を、わかりやすく簡単に入手できるように工夫して周知を図るとともに、高齢者のニーズを積極的に把握し、見守りや支援につなげていく仕組みの強化が必要です。

10年後の目標

- 高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、医療や介護、生活支援などが連携した包括的なサービスが充実しています。
- 在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、介護者支援サービスが充実しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
地域包括支援センター延べ相談者数	97,697人 (22年度)	→	145,538人	→	180,000人	
在宅介護を続けていけると思いう介護者の割合	78.7% (22年度)	→	80%	→	85%	高齢者実態調査による

目標を実現するための主な取組

○在宅療養支援体制の充実 **重点**

- ・入院期間の短縮化により、医療が必要な状態で在宅に戻る要介護者が引き続き医療や介護の連携のもとで在宅療養生活が送れるよう、支援体制の充実に努めます。

○家族介護者支援事業の充実

- ・在宅介護が長期化したり、介護者自身が高齢になっている家族等の負担を軽減するために、介護者支援サービスを充実します。

○安心おたっしや訪問事業と高齢者の見守りサービスの充実 **重点**

- ・高齢者のニーズ把握を積極的に進めるとともに、「地域のたすけあいネットワーク(地域の目)」による地域の見守り体制の強化や安否確認・見守りのためのサービスを充実します。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策17 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

現状と課題

- 高齢者の増加により、今後一層、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するとともに、要介護高齢者が増加することが予想されています。そのため、特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備を着実に進めていく必要があります。
- 高齢者が地域の中で必要な支援を受けながら安定した生活ができるよう、医療や介護などの連携を通じて、高齢者が暮らしやすい住まいを計画的に整備していくことが課題となっています。

10年後の目標

- 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。
- 見守りや生活支援に加え、介護と看護のサービスを受けられる高齢者向け住宅の整備が進んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
特別養護老人ホーム確保定員	1,307人 (22年度)	→	1,607人	→	2,307人	杉並区民が優先的に入所可能な定員数
区独自のサービス付き高齢者向け住宅	—	→	90戸	→	500戸	整備する戸数

目標を実現するための主な取組

○杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備 **重点**

- ・要介護高齢者の在宅生活支援として、「みどりの里」の転換などにより24時間訪問介護・看護を備えた「杉並型サービス付き高齢者向け住宅」を計画的に整備します。

○特別養護老人ホーム等介護施設の整備 **重点**

- ・用地確保や建設助成などにより、民間事業者による特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備を支援します。特に、特別養護老人ホームは10年間で1,000床整備します。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策18 障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 誰もが互いに尊重し合えるまちをつくるためには、障害者が個性を發揮しながら社会で活躍できる場や機会の確保が必要です。
- 重度の障害があっても、社会で活動する場を確保していくことは重要であり、そのための施設整備が必要です。
- 障害者の余暇活動や社会参加の機会が増えており、移動支援事業の利用時間が増加しています。

10年後の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れるように、環境が整備されてきています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援により、就労している障害者が着実に増加してきています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。
- 移動支援の利用により、障害が重くても外出でき、様々な社会活動に参加できるようになってきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
年間新規就労者数	80人 (22年度)		110人		120人	毎年、作業所・ワークサポート杉並から一般就労する人数

目標を実現するための主な取組

○障害者通所施設等の整備 **重点**

- ・障害の程度が重くても、安定して通所できる施設や活動・交流の場の整備を進めます。

○就労支援の充実

- ・身近な場所で職業評価を受けることができ、適切な職業選択ができるような仕組みをつくります。また、商店街などと協力して職場体験実習の場を確保し、就労につなげます。

○移動支援の充実

- ・外出の際にヘルパーが付き添う「移動支援事業」の充実により、障害者の社会参加の機会の拡充を図ります。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策19 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

○平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、さらに現在、平成25年8月を目途とする新たな制度の議論が進められています。また、平成23年6月に障害者虐待防止法が制定されました。こうした中で、障害者が地域での快適な生活を可能にするためには、①課題解決を援助するための相談支援、②地域での居住先の確保等を進める在宅支援、③入所施設や病院等から円滑に地域での生活を可能にする移行支援、④障害者の人権を擁護する虐待対策などが必要となっています。

10年後の目標

○地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につなげる仕組みが整っています。

○障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援やグループホームなどの整備が進んでいます。

○誰もが安心して暮らせるよう、障害者の権利が守られる取組が充実してきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
グループホーム・ケアホーム 利用者数	128人 (22年度)	→	180人	→	245人	杉並区内グループホーム・ケアホームの利用者数
地域生活への移行者数	9人 (22年度)	→	50人	→	160人	障害者入所支援施設や精神病院から地域移行した人数(目標値は累計)

目標を実現するための主な取組

○相談支援の充実

・障害者が地域で安心して暮らせるように、適切な障害福祉サービスの利用に結び付けるなど、身近な相談支援事業所において、きめ細かく相談支援ができる体制を整えます。

○グループホームの確保 **重点**

・障害者が地域での生活を継続できるよう、グループホームやケアホームを整備します。

○障害者虐待対策の推進

・障害者及び養護者への相談・支援体制を整備するとともに、障害者の虐待防止に関する普及啓発を進めます。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策20 支えあいとセーフティネットの整備

現状と課題

- 杉並区は、他区と比較して単身世帯が多い実態にあります。また、平成22年度に実施した高齢者実態調査では、近所付き合いのない人が回答者の約3割を占めています。こうした人たちに、日常生活や様々な活動に必要な情報を適切に提供することが求められています。
- 高齢化の進展等に伴い、高齢や障害などにより移動が困難な人が増えており、これらの人々の社会参加等を支える移動サービスの充実が課題となっています。

10年後の目標

- 誰もが、日常生活や様々な活動へ参加するための情報が入手しやすくなっています。
- 福祉車両等で送迎を行う移動サービスが充実しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
「いってきまっぷ」閲覧数	172,870件 (22年度)	→	230,000件	→	370,000件	バリアフリー協力店や区立施設等のバリアフリー情報を掲載しているホームページの年間閲覧数
福祉移動サービス供給量	188,000件 (22年度)	→	211,000件	→	278,000件	福祉有償サービスや福祉タクシーなどの移動サービスの供給量

目標を実現するための主な取組

○生活支援情報提供の推進 **重点**

- ・「いってきまっぷ」などの情報提供システムを見直し、日常生活や様々な活動への参加に関する情報を総合的に提供する仕組みを整備します。また、バリアフリー協力店の登録拡大や区内施設におけるバリアフリー情報の提供を進めます。

○移動サービスの支援

- ・高齢や障害などにより移動が困難な人が外出しやすいよう、福祉車両等による移動サービスを支援します。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

現状と課題

- 少子化・核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育ての不安感や負担感を抱える親や保護者が増えるとともに、家庭や地域の子育て力の低下などの問題が生じています。このため、子どもの育ちや子育てを社会全体で支えあうことが求められています
- 児童虐待に関する相談・対応件数は年々増加しており、児童虐待防止に向けて子ども家庭支援センターと関係機関等が密接に協力・連携しながら、一貫して取り組む必要があります。このため、未然防止の取組強化、早期発見・対応による重症化予防、様々な課題が複合した高リスク事案への的確な対応などが課題となっています。
- 経済情勢や雇用環境の厳しい状況が続く中で、ひとり親家庭を取り巻く環境は大きく変化し、区内のひとり親家庭も増加傾向にあります。ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな相談とニーズへの対応が求められています。

10年後の目標

- 地域の中でのきめ細かい子育て支援のサービスが提供され、安心して妊娠・出産・育児ができる環境が整っています。
- 子育てを地域で支えあうための仕組みなどの整備が進み、子育て家庭が楽しさや喜びを実感しながら子育てしている親が増加しています。
- 関係機関のきめ細やかなネットワークにより、虐待の防止や子育て不安を解消するための子育てセーフティネットの整備が進んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	74.2% (22年度)		80%		95%	区民意向調査による
子育てを楽しんでいると感じる人の割合	76.3% (22年度)	→	80%	→	90%	区民意向調査による
ゆうラインへの相談件数	1,362件 (22年度)		1,600件		2,400件	

目標を実現するための主な取組

○母子保健に関する相談支援等の実施 **重点**

- ・妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や適切な相談・指導を行い、保護者の心身の安定や育児不安を解消して、地域で安心して育児ができるように支援します。

○安心して妊娠・出産できる環境づくり **重点**

- ・不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を助成するとともに、不妊相談体制の整備を図ります。また、産科医・産科医療機関への支援を通じて、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。

○子ども・子育てまちづくりの推進

- ・子育て家庭の不安感・負担感や孤立感を解消するため、地域で子育てを支援する団体、NPOなどの取組を支援し、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・すべての子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てができる地域づくりを進めるために、子どもの年齢や家庭の状況に応じて必要な支援を切れ目なく受けられるよう、地域における子育て支援への総合的な取組を推進します。

○子どもと家庭に関する総合相談の充実

- ・子ども家庭支援センターの組織体制・機能を強化し、総合相談から虐待通報等への個別対応まで、迅速かつ的確な対応を図ります。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策22 保育の充実

現状と課題

- 保育所入所待機児童の解消を図り、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することが急務となっています。また、次代を担うすべての子どもが健やかに育つことができるよう、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供も求められています。
- この間、区は認可・認証保育所、区保育室の増設などにより、待機児童対策において一定の成果を上げてきましたが、今後も保育需要予測に応じた施設整備等を進め、保育サービスの充実を図ることが課題となっています。また、延長保育や産休明け保育など、多様な保育サービスの提供を進める必要があります。

10年後の目標

- 保育所入所待機児童が解消され、子どもを生み育てながら安心して就労等が可能な環境が整ってきています。
- 保護者の就労形態にかかわらず、誰もが希望する就学前の教育と保育サービスが受けられるようになり、すべての子どもが健やかに育ち小学校への円滑な接続ができています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
保育所入所待機児童数	71名 (23年度)	➡	0名	➡	0名	
保育園利用者の満足度	87.7% (22年度)	➡	90%以上	➡	90%以上	

目標を実現するための主な取組

○待機児童対策の推進 **重点**

- ・待機児童解消を目指して、認可保育園等の増設、施設の改築・改修、区保育室の認可保育園への転換、家庭福祉員の拡充等の対策を進めます。

○多様な保育サービスの提供

- ・多様な保育ニーズに対応するため、障害児保育・延長保育・産休明け保育・病児保育など、保育サービスの充実を図ります。

○子供園の整備

- ・国の「子ども・子育て新システム」施行後を見据えながら、区独自の幼保一体化施設である子供園の円滑な移行と運営の充実に努めます。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策23 障害児援護の充実

現状と課題

- 保育園・幼稚園・児童館等において、対人関係や行動に問題を抱えた特別な配慮を要する児童が増加しており、早期の対応・支援が求められています。
- 医療的配慮が必要な子どもの増加や身体・知的障害の重度・重複化への対応が求められています。
- 発達障害については、幼児期の相談・指導体制の充実を図るとともに、支援が学齢期にも継続するよう一貫した支援体制の整備を図ることが重要です。
- 障害児が生活能力向上のための訓練を受けられる、放課後等の居場所づくりが求められています。

10年後の目標

- 発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を、地域・行政・学校が一体となって援助する体制が整ってきています。
- 在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続的に行う、放課後等の居場所が充実しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
放課後等デイサービス利用者数	13人 (22年度)	→	100人	→	200人	年間実利用者数 ※現状値は、児童デイサービス(Ⅱ型)
個別・グループ指導件数	8,186件 (22年度)	→	10,800件	→	10,800件	

目標を実現するための主な取組

○発達障害支援の充実 重点

- ・1歳～5歳児及び学齢児で、社会性やコミュニケーション面の発達に遅れや障害のある子どもに対し、専門職による相談・指導を行い、保護者や関係機関(保育園・幼稚園・学校等)を支援します。

○障害児の放課後支援の充実

- ・平成24年4月から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」が創設されることに伴い、地域デイサービスや日帰りショートステイ等の類似の事業を再編するとともに、新制度への移行や活動の場の確保に向けて支援します。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

現状と課題

- 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化が進む中、人とのかかわりや社会的な自立が遅れている青少年の増加など、子どもの成長・発達段階と家庭に様々な問題が発生しています。
- 次代を担う子ども・青少年に対して、自立と自己実現に向けた活動への参加・参画を支援していくことが求められています。
- 就労形態の多様化などにより、昼間留守家庭になる子どもの増加や児童への犯罪が社会問題化している中、放課後の安全・安心な地域の中での居場所が求められています。

10年後の目標

- 子どもたちが、自主性、社会性を身に付け、豊かに成長できる地域の様々な支援が整っています。
- 次代を担う子ども・青少年の自立と自己実現に向けた活動への参加・参画を支援する仕組みが整っています。
- 学童クラブや放課後の居場所が充実し、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	23.5% (20年度)	→	40%	→	75%	青少年実態調査による
学童クラブ待機児童数	52人 (23年度)	→	0人	→	0人	

目標を実現するための主な取組

○(仮称)次世代育成基金の創設 **重点**

- ・次代を担う子ども・青少年の自立と自己実現に向けた活動への参加・参画を支援する仕組みとして、「(仮称)次世代育成基金」を創設・運用します。

○学童クラブの整備

- ・必要とするすべての子どもが学童クラブを利用できるように、学童クラブの整備を進め、安心して働きながら子育てができる環境をつくります。

○児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

- ・障害等の困難を抱える子どもへの児童館・学童クラブにおける支援を充実させます。

○子どもの居場所づくり・青少年の自立支援の推進

- ・子どもの健全育成に資する様々なプログラムを実施し、子どもの社会参加・参画を進めるとともに、子ども自身の自主性や社会性、発想力や創造力を育み、自立を支援します。また、社会的自立や社会への適応に困難を抱える青少年の自立を応援します。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

現状と課題

- 区立小中学校に在籍する3割から4割の児童・生徒は、学び残しや特定の内容につまずきがある状況にあります。
- 杉並区の児童・生徒の体力は、東京都の平均よりも高いという調査結果が示されていますが、国の平均を下回る状況にあります。
- 子どもたちにとって、乳幼児期における教育、小中学校で培う知力・体力や様々な体験が、生涯にわたって豊かな生活を送る基盤となることから、つながりを重視した教育を提供することが求められています。

10年後の目標

- 子どもたちが豊かな感性を持ち、自ら学び、考え、判断し、行動することの基盤となる学力を身に付けてきています。
- 子どもたちが自我の形成とともに多様な価値観をもつ他者を認め、豊かな関係を結び、かかわりを大切にしようとする態度を身に付けてきています。
- 子どもたちが自らの健康に関心を持つとともに、正しい生活習慣を身に付け、調和のとれた体力を有しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
区立中学校3年生の学習習熟度	62.7% (22年度)	→	70%	→	80%	区「学力調査」による
区立中学校3年生の体力度	75.0% (22年度)	→	80%	→	85%	都「体力調査」による

目標を実現するための主な取組

○小中一貫教育の推進 **重点**

・義務教育9年間を通した「学びの連続性」を確保し、児童・生徒に一貫性のある指導を推進します。

○就学前教育の充実 **重点**

・「(仮称)就学前教育振興ビジョン」を策定し、0歳児から就学前の幼児の発達段階に応じた幼児教育・保育を推進します。

○学力向上の支援

・新たな教育課題に対して学校が柔軟に対応できるように支援するとともに、子どもたちの学力の状況を把握・分析しながら、子どもたちの確かな学力を向上させる取組を推進します。

○体力づくりの推進

・規則正しい生活習慣を身に付けるなど、子どもたちの健やかな心身の成長・発達を促す取組を進めるとともに、次代を生き抜くためのきめ細かな体力づくりにかかわる取組を充実します。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

現状と課題

- 区立小中学校に在籍する発達障害等の特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向を示しており、小学校の特別支援学級「情緒障害学級(通級)」では、待機児童が発生しています。
- 近年、中学生のいじめ・不登校などへの対応のほか、小学生の不登校問題など、配慮を要する子どもへの対応策が求められています。
- 小学校の低学年から段階的に実施してきた区独自の「30人程度学級」は、現在、小学校1～5年生まで拡大してきています。

10年後の目標

- 心身に障害があったり発達障害等の特別な支援を必要とする子どもたちが、健やかに学校生活を送っています。
- 子ども間のいじめや不登校の子どもが減少し、子どもたちが明るく元気に学校に通っています。
- 少人数の学級運営ときめ細かな学習支援により、子どもたちにこれからの時代を生き抜くための力が着実に身に付いています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
情緒障害学級の入級待機児童数(小学校)	43人 (22年度)	→	0人	→	0人	年度末時点の入級待機児童数
不登校児童・生徒の出現率	小 0.43% 中 2.77% (22年度)	→	小 0.2% 中 1.3%	→	小 0% 中 0%	児童・生徒数に占める長期欠席児童・生徒の割合

目標を実現するための主な取組

○特別支援教育の充実 **重点**

- ・通級・固定学級などの環境整備と介助のためのマンパワーを確保し、児童・生徒の成長・発達に応じたきめ細かな教育を推進します。

○いじめ、不登校対策の推進

- ・いじめや不登校の解消に向けた取組を進めるとともに、不登校となった子どもが早期に学校へ復帰できるよう、支援策を拡充します。

○少人数学習指導の拡充

- ・区独自の「30人程度学級」の拡大を図るなど、子どもの学校生活や学習面におけるきめ細かな教育を推進します。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策27 学校教育環境の整備・充実

現状と課題

- 区立小中学校の校舎等の耐震改築工事や耐震補強工事を積極的に進めた結果、区立小中学校の校舎等の耐震化率は、ほぼ100%となっています。
- 計画的に区立小中学校の大規模修繕を実施するとともに、環境に配慮した改修や全小中学校の普通教室へエアコンを導入したことにより、子どもたちの学習環境は大きく改善しています。
- 区立小中学校における子どもたちの読書活動を一層推進するため、全小中学校への学校司書の配置が求められています。

10年後の目標

- 安全で良好な学校施設的环境が整備され、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っています。
- 学校の図書環境が充実し、子どもたちが本と触れ合う機会と仕組みが整備され、子どもたちの読書活動が活発になっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
校舎外壁補修実施校数	小 10校 中 11校 (23年度)	→	小 6校 中 3校	→	小 20校 中 10校	
学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人あたり)	小 21.5冊 中 3.3冊 (22年度)	→	小 36冊 中 12冊	→	小 36冊 中 12冊	学校図書館の年間貸出冊数÷児童・生徒数

目標を実現するための主な取組

○区立小中学校の改築 **重点**

- ・引き続き耐震上課題のある小中学校の校舎等の改築を完了させるとともに、今後も老朽化した校舎等の改築を計画的に進めます。

○学校教育諸施設の整備・充実

- ・子どもたちの学習環境の維持向上の視点に加え、学校施設の延命化を図るため、引き続き計画的な区立小中学校の大規模修繕を実施します。

○学校図書館の充実

- ・学校司書の配置を全小中学校へ拡大するとともに、学校図書を活用した学習面の充実を図ります。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策28 地域と共にある学校づくり

現状と課題

- 保護者や地域住民が学校運営へ参画する「学校支援本部」は、平成22年度までに全小中学校に設置されています。
- 少子化の進行等により、学校ごとの子どもたちの数が偏在しており、学校によっては望ましい学習環境が維持できなくなっています。
- 今後、学校が、大人同士が学び合い、地域の課題を解決する「新たな公共空間」となり、そこに集う人々が共に成長していくことが必要です。

10年後の目標

- 地域の中にある学校に、さらに多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。
- 地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。
- 学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
地域運営学校の指定数	16校 (23年度)	→	28校	→	小中全校	
地域教育推進協議会設置数	1所 (22年度)	→	2所	→	4所	

目標を実現するための主な取組

○新しい学校づくりの推進 **重点**

- ・将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、子どもたちに望ましい教育環境を提供していく新しい学校づくりを、地域と共に進めます。

○地域に開かれた学校づくりの推進

- ・地域住民が学校の経営にも参画する「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を計画的に設置します。

○地域教育推進協議会の設置

- ・これまで個々に活動していた組織や団体の連携を促し、子どもの育成に関する地域の課題を地域全体で取り組むための横断的な組織づくりの支援を行います。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

現状と課題

- 区民の健康意識の高まりとともに、スポーツに対する区民の関心は年々高くなってきており、スポーツ施設の充実が求められています。
- 地域の中における若い世代の活動を活発化させるためには、区からの情報提供の工夫や働きかけで若者の関心を引き出し、主体的な地域活動へとつなげることが必要です。
- 区の図書館の蔵書数は23区の中で最多です。この豊富な資源を活用し、区民の学びの場としての読書環境を充実することが求められています。

10年後の目標

- 豊かなスポーツ環境のもとで、区民が主体的に運動を行い、健康的な生活を営んでいます。
- 区民一人ひとりが身近な地域の課題に関心を持ち、世代や価値観の違う他者を認め、学び合い・交流しながら課題解決に取り組む区民の主体的な地域活動が活発に行われています。
- 様々な社会体験を積んだ区民の力が発揮され、地域の中の子どもから高齢者まで、区民同士の学び合いと交流が盛んな地域社会となっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
成人の週1回以上のスポーツ実施率	—		40%		50%	区民意向調査による
社会参加活動者数	53.4% (23年度)	→	60%	→	70%	区民意向調査による
図書館利用者数	297万人 (22年度)		309万人		330万人	

目標を実現するための主な取組

- (仮称)スポーツ推進計画の策定・推進 **重点**
 - ・「(仮称)スポーツ推進計画」を策定し、これからのスポーツ振興の方向性を明らかにし、区民一人ひとりが生涯にわたって運動に親しみ、健康で文化的な生活を営むための事業を推進します。
- 体育施設の整備 **重点**
 - ・区民の高いスポーツ意欲に応えた施設となるよう、老朽化したスポーツ施設を整備します。
- 図書館サービスの情報化の推進
 - ・時代の変化を踏まえて、電子情報サービスへの対応を図るなど、図書館サービスを充実します。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策30 文化・芸術の振興

現状と課題

- 文化・芸術にかかわる情報の発信や文化・芸術活動への支援が、よりきめ細かく的確に行われるようにすることが求められています。
- 文化・芸術関連団体との協働をさらに進め、地域の中で活発に文化・芸術振興が図れるようにすることが必要です。

10年後の目標

- 文化がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。
- 区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
区民1人当たりの文化・芸術活動回数(月平均)	-		3回		5回	区民意向調査による
区民1人当たりの文化・芸術活動回数【区内】(月平均)	-		1.5回		3回	区民意向調査による

目標を実現するための主な取組

○文化・芸術活動の振興重点

- ・文化・芸術活動の振興に関する基本的事項について調査・審議するため、区長の附属機関として「(仮称)文化・芸術振興会議」を設置・運営するとともに、区民の多様な文化活動や創造的な芸術活動を支援します。

○文化・芸術と連動したまちの魅力づくり

- ・地域の特性に応じて、区立施設や商店街の空き店舗などの場所を作品制作、練習・稽古、展示・発表、ワークショップなどの場として活用します。また、これからの文化を担う若手アーティストへの支援、地域住民とのつながりを持つイベントの開催などにより、文化・芸術と連動したまちの魅力づくりを進めます。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策31 交流と平和、男女共同参画の推進

現状と課題

- 国内交流については、行政間の交流のほか、区内での物産展の開催などを通して交流都市のPRを行ってきましたが、今後は、民間レベルの交流を区民全体へ広げていく必要があります。
- 日本語習得、近隣住民とのコミュニケーションなどに課題がある在住外国人が、地域社会の中でより安心して生活するための環境づくりが求められています。
- 区民の平和で豊かな心を育むため、平和事業を推進する必要があります。
- 男女共同参画社会実現のためには、区民一人ひとりの意識を高めることが大切です。男性も女性も社会の対等な構成員として理解し合い支えあって地域の課題に取り組んでいく必要があります。

10年後の目標

- 区と交流都市との間でより多くの文化的・経済的交流が図られ、交流関係が広く民間レベルまで浸透し、相互理解のもと、有益な価値を生み出す活発な国内交流が行われています。
- 在住外国人と区民との交流も活発に行われ、在住外国人が地域社会の構成員として、安心して生活できる環境づくりが進んでいます。
- 平和を希求する区民の意識が高まり、平和を愛する豊かな心が育まれてきています。
- 男女が対等な立場で互いに認め合い助け合い、それぞれの能力を発揮できる活力ある社会の実現に向けた環境が整ってきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
国内交流事業参加者数	1,943人 (22年度)		2,500人		3,000人	
平和のつどいへの参加者数	610人 (22年度)	→	650人	→	700人	
審議会における女性委員の 登用割合	37.8% (22年度)		38.5%		40%	

目標を実現するための主な取組

○国内交流の推進 **重点**

- ・交流都市の代表団の受入、区代表団の派遣に加え、すべての交流都市の関係者を一同に集めた「交流自治体円卓会議」を実施し、交流都市とのさらなる関係発展を目指します。

○平和事業の推進

- ・「平和都市宣言」の趣旨を普及し、区民に平和を希求する意識を啓発するための事業を推進します。

○男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現を目指し、意識啓発などの施策を推進します。

施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

現状と課題

- 町会・自治会への加入率は年々減少し、役員の高齢化や後継者難が顕著になってきており、町会・自治会活動を支援し、その活動を活性化させていくことが課題となっています。
- 時代の変化に伴い多様化する地域課題を解決するためには、町会・自治会やNPO等といった地域の様々な活動団体が協働し合う関係づくりを進める必要があります。
- 区内のNPO法人は300を超える団体数となりましたが、NPO等が地域の課題解決にその力を発揮するためには、今後とも人材の育成からNPO等の地域貢献活動支援に至るまでの一体的な支援に加えて、多様な活動団体のネットワーク化を支援していく必要があります。

10年後の目標

- 地域住民や町会・自治会をはじめとする地域活動団体間の協働により、地域の課題は区民が自ら考え解決していく「自治型コミュニティ」の形成が進んでいます。
- NPO等の育成や「NPO支援基金」による支援を通して、NPO等が活動しやすい環境が整ってきています。
- 地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材が育ってきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
町会・自治会加入率	51.8% (22年度)	→	54%	→	60%	加入世帯数÷住民登録世帯数
地域集会施設利用率	67.5% (22年度)		68%		70%	利用回数÷利用可能回数
すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率	79.0% (5年間平均)		80% (5年間平均)		85% (5年間平均)	講座修了者のうち地域活動参加者÷講座修了者

目標を実現するための主な取組

○地域住民活動の支援

- ・地域住民の自主的組織である町会・自治会の活動支援や地域情報の発信のための支援を通して、ふれあいと交流の創出や多様な地域団体のネットワーク化を推進し、「自治型コミュニティ」の形成を図ります。

○NPO等の活動支援 **重点**

- ・「NPO支援基金」の運営等により、活動しやすい環境を整備し、NPO等の活動及び協働の推進を図ります。
- ・協働による地域社会の実現に向けて、これまでの取組を発展させ、協働推進のための体制整備を図るとともに、協働事業提案制度の構築など、新たな協働のあり方を検討・実施します。

○地域人材の育成

- ・区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営します。

Ⅱ 基本構想を実現するために

協働推進基本方針

1 協働推進基本方針

基本構想の実現のためには、区と区民とが、地域の活動やそれを担う人材を育み、地域の力を高め、支えあい、共につくる地域社会を築いていく必要があります。

基本構想では、その実現のために、「参加と協働による地域社会づくり」を掲げています。

そこで、基本構想実現に向け、以下の3つの基本的な方針を定め、それに基づく取組を進めていきます。

方針1 区民参加の促進

～区民参加による地域社会づくり～

区の計画策定や事業の検討にあたり、新たな手法を活用して、区民の区政への参加の拡大を図り、区政に活かしていくことで、区民の地域への関心を高め、区と区民とが身近な地域の問題を共有し、連携して解決していける、地域社会づくりを目指します。

方針2 地域人材の育成と活動環境の支援

～協働による多様な公共サービスの提供～

区民やNPO、地域団体等が主体的に様々な地域課題に相互に連携・協力して活動できる環境整備や地域社会づくりの担い手となる人材の育成を行い、区民等との協働による多様な公共サービスの提供の可能性を拡げます。

方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実

～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

参加と協働の地域社会づくりを推進するため、必要な時に必要な情報が届くように積極的に環境整備を進め、区の情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実を図ります。

1)方針1 区民参加の促進 ～区民参加による地域社会づくり～

現状と課題

- 区では、区民の区政参加の取組として、パブリックコメントの実施や、各種の審議会等への区民参加、区民意向調査や区政モニター制度などを行い、より多くの区民の意見をいただきながら区政運営に活かしています。
- 平成 22 年 12 月に実施した区民アンケートによれば、回答者の約 8 割が、地域社会への参加意向を持っています。
- 今般、基本構想策定にあたり、無作為抽出による区民参加で実施する「区民意見交換会」を開催しました。意見交換会には、あらゆる年代の区民が参加し、今後の区政、地域社会づくりに向けた活発な議論が交わされ、貴重な意見が数多く提案されました。
- 区民参加による地域社会の実現のためには、新たな手法の活用などによって、多くの区民が区政に参加することで、区民の地域への関心を高め、区民の意見を活かした区政運営を進めることが必要です。

方針に基づく指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
現在ボランティア活動している区民の割合	8.2% (22年度)	→	12.0%	→	20.0%	区民意向調査による
審議会等への区民の参加割合	41.1% (23年度)	→	45%	→	50%	審議会等委員に占める区民の割合(公募区民含む)

主な取組

○区民参加の機会の拡大

- ・区の計画策定や事業実施の検討などの場面において、より多くの区民が参加できる機会をつくり、区民の区政への参加の充実を図ります。
- ・また、このような機会を通じて得た区民の意見を、区政運営に活かしていきます。

2)方針2 地域人材の育成と活動環境の支援

～協働による多様な公共サービスの提供～

現状と課題

- 地域には、豊富な知識、経験を持つ人材が多数います。また、地域の中では、様々な団体や事業者といった多様な主体が活動をしています。
- 基本構想が目指す、支えあいの地域社会の基盤づくりのためには、区民や地域団体、NPO等が主体的に地域の様々な課題について、相互に連携・協力して活動できる環境を整備する必要があります。
- 区では、地域で活躍する人材の育成や、区民や地域団体、NPO等の活動支援を行っていますが、多様な地域課題を解決するためには、今後もさらなる支援の充実が必要です。
- また、人と人を結び付けるコーディネーターの役割の充実も重要になってきています。

方針に基づく指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
すぎなみ地域大学受講生	5,401人 (22年度)	→	9,000人	→	16,000人	すぎなみ地域大学受講生の累計数
すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率	79.0% (5年間平均)	→	80% (5年間平均)	→	85% (5年間平均)	講座終了者のうち地域活動参加者÷講座修了者

主な取組

○新たな協働のあり方検討

- ・協働による地域社会の実現に向けて、これまでの取組を発展させ、協働推進のための体制整備を図るとともに、協働事業提案制度の構築など、新たな協働のあり方を検討・実施します。

○地域人材の育成

- ・「すぎなみ地域大学」や社会教育センターの事業などで実施している、地域で活躍する人材の育成の機能を充実させます。

○地域活動の支援

- ・地域の団体、区民、NPO等の活動実態の把握に努めるとともに、活動を支援する体制の充実を図り、区民の地域社会への参加を促進します。

○協働による多様な公共サービスの提供や事業の推進

- ・地域の団体、NPO等との連携・協力によって、多様な公共サービスの提供を推進します。

3)方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実

～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

現状と課題

- 参加と協働による地域社会づくりを推進していくためには、区と区民とのコミュニケーションの充実が欠かせません。そのためには、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりと、区の情報発信の充実が必要です。
- 区では、広報やホームページなどを活用して区政や地域の情報の発信を行っています。
- 情報伝達の手法として、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの活用は、区と区民との情報共有や参加のための手段として、また、人々の交流・つながりを盛んにしていく観点からも、今後の重要な課題です。
- 一方、このようなICT(情報通信技術)を利用できないなど、様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供を行うことも重要です。

方針に基づく指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
広報のわかりやすさ	75.4% (22年度)		85.0%		100%	区民意向調査による
ホームページのわかりやすさ	50.7% (22年度)	→	70.0%	→	80.0%以上	区民意向調査による
区の情報の到達度	—				80.0%以上	

主な取組

○情報発信の充実

- ・生活様式の多様化やICT(情報通信技術)の進展に対応した新たな情報発信の取組や、様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供など、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりと区の情報発信の充実に努めます。

2 行財政改革基本方針

常に事務事業を見直し、効率的な執行に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは、行政の責務です。

今後、リーマン・ショック以降の不透明な経済動向に加えて、東日本大震災の影響、また、円高や欧州の財政危機などの影響で、区財政の動向は、なお一層厳しくなることが予想されます。

また、この間の地方分権改革の進展の中で、基礎自治体の責任と役割が増大しています。

こうしたことを踏まえ、基本構想の実現に向けて、以下のとおり、分権型時代における行財政改革の基本的な方針を定め、それに基づく取組を進めていきます。

方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

東日本大震災を踏まえた、区民の安全・安心を確保するための防災対策への取組や少子化・高齢化に対応した福祉施策の充実、将来に向けたまちづくりなど、10年間で取り組むべき施策を推進しながらも、財政の健全性を保ちつつ、持続可能な財政運営を確保するため、経常収支比率や基金積立のルールを定めます。

方針2 効率的な行政運営

これからの時代の変化を見据え、新たな視点で、これからの行財政改革を進めます。また、行政評価の充実を図り、事業の運営や執行方法の見直し・改善を行うとともに、業務委託や指定管理者制度により民間事業者等の多様な主体を活用したサービス提供を進めるなど、創造的で効率的な自治体経営を実現する行財政改革を推進します。

方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

公務員制度改革に対応した、人事・給与制度の見直しを行うほか、職員の育成に努めます。また、組織体制の見直しを行い、効率的な組織運営と職員定数の適正化を図ります。

方針4 区立施設の再編・整備

施設の効率的運用や利便性、地域活性化などの観点から、施設の再編・整備を行うとともに、統廃合に伴う跡地の利活用などを図るための計画を策定し、その推進を図ります。また、東京都や国と連携・協力して土地や資産の有効活用などに努めます。

方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

災害時における自治体間の連携による支援や、区境地域のサービス提供など、杉並区だけで完結しない施策や事業について、隣接自治体や交流都市等との連携・協力を進めます。

1) 方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

現状と課題

- 東日本大震災の発生は、区民の生命を守る基礎自治体の役割の大切さを改めて提起しました。今後、区は、区民の安全・安心を確保するため、首都直下地震等の大災害に備えた建築物の耐震化・不燃化をはじめ、防災対策に全力で取り組まなければなりません。また、少子化・高齢化に対応した福祉施策の充実や、将来に向けてのまちづくりなどに取り組んでいくことも必要です。
- 一方、リーマン・ショック以降の景気の低迷に加え、欧州の財政危機など、不透明で厳しい経済動向の中、区の財政は極めて厳しい状況であり、今後ともこうした状況が続くことが予想されます。
- 厳しい財政の中で、基本構想の実現に向けた必要な取組を着実に実施するとともに新たな行政需要に対応するためには、財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営に努めることが求められます。

主な取組

○財政健全化と持続可能な財政運営の実現

- ・区民の安全・安心を確保するための防災対策への取組や、少子化・高齢化に対応した福祉施策の充実、将来に向けたまちづくりなど、10年間で取り組むべき施策を推進しながらも、財政の健全性を保ちつつ、持続可能な財政運営を確保するため、以下のルールを定めて取り組みます。

【財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール】

- (1) 経常収支比率について80%以内を目指します。
- (2) 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- (3) 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- (4) 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを継続的に提供していきます。
- (5) 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行います。

2) 方針2 効率的な行政運営

現状と課題

- 厳しい財政状況が続くことが予想される中で、基本構想の実現に向けた施策を推進するためには、絶えず事業を検証し、施策の再構築や事務事業の改善を図るとともに、新たな視点でこれからの行財政運営を進めることが求められています。
- 区は、行政評価を実施して、事務事業の検証を行っていますが、事業の運営や執行方法を見直して効率的な行政運営を進めるためには、制度の実効性を高める取組が必要です。
- また、多様化する区民ニーズに対応するとともに、業務の効率化とサービスの質の向上を図る観点から、事業の見直しを進め、民間に委ねることが妥当なものは民間に委ね、民間の経営手法を積極的に活用して、効率的な行政運営を進めることも必要です。

主な取組

○これからの行財政改革の検討

- ・厳しい財政状況の中にあっても、必要な区民サービスの提供が可能となる行財政運営のあり方を検討し、さらなる取組を進めます。

○行政評価の充実

- ・事務事業の評価・検証を適切に実施し、見直しを進めるため、行政評価制度の充実を図ります。

○事業の運営や執行方法の見直し

- ・行政評価を活用し、事業の運営状況や執行方法の検証を行い、より効率的な執行方法への見直しを進めます。

○情報システムの見直し

- ・新たな情報技術を活用した情報発信を行うなど、区の情報を、より便利でわかりやすく区民に伝えるとともに、区の情報システムについて見直しを行い、効率的、効果的な管理運営を図ります。

○多様な主体によるサービスの提供

- ・業務の効率化とサービスの質の向上という観点から、民間に委ねることが妥当なものは、業務委託や指定管理者制度の導入など、民間事業者等を活用したサービスの提供を進めます。また、委託等の事業については、モニタリングの充実を通じて、労働環境の整備にも配慮しつつ、サービスの向上を図ります。

3) 方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

現状と課題

- 区は、職員の意識改革と区民サービスの向上を図るため、「人材育成計画」を策定し、職員の育成を図るとともに、「五つ星の区役所づくり」を推進し、区民サービスの向上に取り組んできました。
- 今後とも、事業の見直しを行い、事務事業を効果的に推進するため、組織・体制についても常に見直しを行い、適切な定数管理に努める必要があります。
- また、国で検討している公務員制度改革に対応して人事・給与制度の見直しを行うとともに、自治・分権の時代にふさわしい職員の育成にも取り組む必要があります。

主な取組

○人事・給与制度の見直しと職員の育成

- ・公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直しを進めるほか、研修などによる職員の育成に努め、区民サービスの向上を目指します。

○効率的で活力ある組織運営

- ・事務事業を効率的かつ効果的に推進するため、組織体制について不断に見直しを行い、職員の能力を発揮できる組織運営を行います。

○職員定数の適正化

- ・組織体制の見直しを進めることで、適材適所の人事配置を行い、職員定数の適正化を図ります。

4) 方針4 区立施設の再編・整備

現状と課題

- 東日本大震災では、多くの公共施設も倒壊等の被害を受け、避難所としての機能だけでなく、自治体の基礎的なサービスの提供が困難となりました。区は、東日本大震災を踏まえ、災害発生時においても、必要なサービスを持続的に提供できるよう、区立施設の耐震化・不燃化を行い、災害に強い施設を整備しなければなりません。
- 平成 22 年に発行した「施設白書」において、今後 30 年間で更新期を迎える区立施設の改修・改築等を行うためには、約 2.800 億円の費用(累計額)が必要との試算を明らかにしました。今後は、施設の改修・改築に要する経費の軽減化を図り、区の保有する資産を有効に活用するため、施設の改修等に合わせて、立地場所や建物の規模、設備などの見直しや施設の複合化など、より効果的な運用を図ることが求められます。

主な取組

○区立施設の再編・整備

- ・施設の効率的運用や区民の利便性の向上、また地域活性化の観点から、施設の再編・整備と統廃合に伴う跡地の利活用などについて、「(仮称)施設再編整備計画」を策定し、推進します。

○都・国との連携・協力によるまちづくりの推進

- ・東京都、国、区で構成する「まちづくり連絡会議」など、東京都や国との連携・協力を通じて、土地・建物などの資産の有効活用を図り、区民の利便性向上に努めます。

5) 方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

現状と課題

- この間の地方分権改革の進展に伴って、区民に最も身近な基礎的自治体としての区の責任と役割は増大してきています。しかし、今日においても、国から地方への税財源移譲の問題や、都区の事務配分のあり方などが課題になっている都区制度改革も道半ばの状態にあります。
- 一方、区民の生活は区内だけで完結している訳ではありません。暮らしやすい地域社会をつくるためには、これからは、隣接自治体との連携・協力により、区民サービスの向上を図っていく必要があります。特に区境の地域は、地域の活性化や安全・安心なまちづくりの実現のため、隣接した自治体との連携や協力が必要です。
- また、東日本大震災は、災害発生時における物資の提供や避難先の確保等、区民の生命を守るための広域的な対応を行うために、近隣自治体だけでなく、基礎自治体間の連携の必要性を提起しました。
- 区は、南相馬市への支援を契機に、災害時相互援助協定を締結している群馬県吾妻町、新潟県小千谷市、北海道名寄市、福島県南相馬市と共に自治体スクラム支援会議を設置し、基礎自治体の連携による支援を行っています。このような基礎自治体間の連携した支援は、大規模災害時において、それぞれの地域特性等を活かした効果的な支援を可能にする重要な取組です。

主な取組

○自治・分権の推進

- ・区の自主的・自立的な行財政運営を可能とする真の自治・分権改革の取組と、都区制度改革の推進に取り組みます。

○隣接自治体等との連携による区民サービスの向上

- ・隣接自治体と連携・協力を進め、区民サービスの向上と暮らしやすい地域社会の実現を目指します。また、国内交流都市と文化・スポーツ、農産物等の物流などを通じて交流を行い、相互の経済活性化等に取り組みます。

○基礎自治体相互の連携・協力の強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の相互援助等、基礎自治体相互の連携・協力をさらに強化します。

○大学・研究機関等との連携・協力の推進

- ・大学・研究機関等との連携により、創造的な施策や事業を進めます。

3 区民と共に実現する基本構想 ～基本構想を区民と共に実現するために～

基本構想は、杉並区の将来像を示すものであり、区と区民が共有し、力を合わせてこれからの杉並区を築いていくための指針です。

この基本構想の実現に向けて、次のとおり、区民と共にその達成度を確認しながら取り組みます。

区民と共に基本構想を実現するための主な取組

○基本構想実現のための区民参加の仕組みづくり

- ・「(仮称)基本構想実現のための区民懇談会」を設置し、基本構想や総合計画の達成度、進捗状況を確認しながら、区民と共に基本構想の実現に取り組みます。

○総合計画の進捗状況の公表

- ・総合計画の進捗状況について、毎年度、広報等を通じて公表し、区民に周知します。

杉並区実行計画

～(仮称)杉並3年プログラム～

(平成24～26年度)

(案)

目 次

I 目標別の計画内容

- 1 目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち（施策1～3）……………57
- 2 目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち（施策4～7）……………61
- 3 目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち（施策8～11）……………66
- 4 目標4 健康長寿と支えあいのまち（施策12～20）……………70
- 5 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち（施策21～32）……………76

II 基本構想を実現するために

- 1 協働推進基本方針に基づく主な協働の取組……………86
 - 1) 方針1 区民参加の促進……………86
 - 2) 方針2 地域人材の育成と活動環境の支援……………87
 - 3) 方針3 協働を支える情報発信と、区と区民との
コミュニケーション充実……………87
- 2 行財政改革基本方針に基づく取組項目……………88
 - 1) 方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現……………88
 - 2) 方針2 効率的な行政運営……………90
 - 3) 方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成……………93
 - 4) 方針4 区立施設の再編・整備……………94
 - 5) 方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進……………94
- 3 区民と共に基本構想を実現するための取組……………95

I 目標別の計画内容

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策1 災害に強い防災まちづくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
耐震改修の促進 重点	既存建築物の耐震診断を支援するとともに、耐震性が不足する建物の所有者等に耐震改修工事費の一部を助成します。併せて、災害時における特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化を促進します。	耐震診断支援 2,300件 耐震改修助成 500件
震災救援所周辺等の不燃化促進 重点	震災救援所周辺及びそれに至る緊急道路障害物除去路線の耐火性を高めるため、建築物の不燃化建替の一部を助成します。	震災救援所周辺等の不燃化 不燃化建替助成 300件
木造密集地域の解消対策の推進 重点	木造密集地域の建築物の不燃化・共同化に向けた支援・誘導を推進します。	阿佐谷南・高円寺南地区 共同建替助成 5件 個別建替助成 25件 避難路の整備 「まちづくりを進める会」の開催
橋梁の長寿命化と補強・改良	橋梁の長寿命化に向けた修繕を実施するとともに、耐震補強を行い、災害時における避難路等を確保します。	長寿命化 修繕 耐震補強 整備 都橋梁架替に伴う拡幅等 建設負担 設計照査
雨水流出抑制対策の推進	総合治水対策の一環として、集中豪雨等による河川の溢水を防ぐため、浸透施設の助成を行います。	浸透施設の助成 450戸
水防情報システムの改修	水防活動に必要な河川水位や雨量などの監視を行う水防情報システムを良好な状態で機能させるため、耐用年数に応じて、計画的に改修します。	システム更新 水位計交換 18箇所 情報端末交換 7箇所 河川監視カメラ端末 交換 2箇所

施策2 減災の視点に立った防災対策の推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
地域防災力の向上	地域の自主的な防災活動を支援し、消火設備を整備するとともに、実効性のある防災訓練を実施します。また、災害時の拠点となる震災救援所の態勢を向上させるため、震災救援所運営連絡会を充実します。	初期消火設備の充実 防災訓練の充実 震災救援所運営連絡会の充実
防災施設の機能強化 重点	災害時に拠点となる区立施設について、自家発電能力の向上を図るとともに、「(仮称)区立施設の防災機能強化に関する検討会」を設置し、首都直下地震等に対応した防災機能の強化に取り組みます。 また、災害備蓄倉庫を整備するとともに、救援物資や救助用資器材などの備蓄品の購入・入替を計画的に進めます。	区役所本庁舎等 自家発電設備等設置 (仮称)区立施設の防災機能強化に関する検討会 災害備蓄倉庫 移転改築、使用開始 備蓄計画の推進
災害時要援護者支援対策の推進 重点	災害時に援護を必要とする要介護高齢者や障害者などの区民について、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進し、避難支援プランの作成等を進めます。また、民間の高齢者・障害者施設と協定を締結し、災害時に受入施設となる福祉救援所を設置します。	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録 4,000人 (累計 11,000人) 福祉救援所 新規 入所施設 5所 通所施設 12所 (累計 27所)
災害時医療体制の充実 重点	地域の医療資源を幅広く活用した災害時医療体制の再構築を図るとともに、災害拠点病院等の自家発電設備の整備を支援します。	災害時医療体制の再構築 検討、具体化、実施 災害拠点病院等の自家発電設備の整備支援
学校防災機能の充実	学校、保護者、地域の支援者が防災・危機管理情報を共有し、連携を密にして対応を図るため、災害時緊急メール網を整備します。	災害時緊急メール網の整備 小・中・養護学校
自治体間連携による防災対策の推進 重点	区と災害時相互援助協定を締結している自治体が連携した「自治体スクラム支援」により、南相馬市をはじめとする被災地への支援を進めるとともに、首都直下地震等に備えて他自治体との災害時相互援助の仕組みを充実します。	自治体スクラム支援の推進 災害時相互援助の充実

施策3 安全・安心の地域社会づくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
防犯力が高いまちづくり 重点	巡回安全パトロールステーションを増設し、地域に根ざした防犯対策を推進します。また、区民との協働による落書き消去などの活動を拡げることを通じて、まち全体の防犯力を高めます。	巡回安全パトロールステーション 新規 3所 (累計 6所) 犯罪が起りにくいまちづくり推進
地域防犯対策の推進	地域における防犯自主団体の設立とその後の活動を積極的に支援します。	防犯自主団体 新規 6団体 (累計 152団体)
暴力団排除の推進	区民の安全・安心な生活を確保し、区内の社会経済活動の健全な発展に寄与するため、「(仮称)暴力団排除条例」を制定し、区民、事業者及び関係行政機関など、地域社会全体による暴力団排除の取組を推進します。	推進
消費者被害防止の強化	振り込み詐欺や契約トラブルなどの消費者被害を防止するため、消費生活相談や啓発のための情報提供の充実を図ります。	相談件数 年 12,000件 講座実施回数 年 144回
自転車安全利用の推進	自転車利用者に対する交通安全ルールとモラルの周知徹底を図るため、実技講習会やスタントを利用した安全運転講習会を開催するほか、キャンペーンなどを通じて啓発活動を進めます。	自転車安全利用実技講習会 (小学校延べ 129校他) 自転車安全利用モデル地区 (延べ 6箇所) 自転車安全利用啓発用品の配布 スタントを利用した自転車安全運転講習会(中学校 23校、一般向け 3回)
交通安全施設の整備	交通の安全を確保するとともに、交通事故の減少を図るため、生活道路を中心に、交通安全施設を整備拡充します。	道路反射鏡 300本 自発光式交差点鏡 新設・改良 75基 地点名標識板 30枚 白線整備 196,500m 視覚障害者誘導ブロック 1,800枚 すべり止め舗装 4,200㎡ 防護柵 2,100m 道路案内標識 6基

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
街路灯の整備	区道に街路灯を新設するとともに計画的な維持補修と改修を行い、交通安全と防犯対策を進めます。	新設 90 灯 改修 4,500 灯
私有灯の整備・助成	区道と同様の機能を持つ私有の交通安全と防犯対策を図るため、私有街路灯の整備・助成を行います。	新設 60 灯 改修 1,680 灯

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
鉄道連続立体交差の推進 重点	踏切による交通渋滞や事故、鉄道による地域分断の解消など、安全・便利なまちづくりに向けて鉄道連続立体交差事業の推進に取り組むとともに、住民と協働して沿線のまちづくりを進めます。また、鉄道連続立体交差事業に係る事業者間における役割分担のあり方について検討します。	京王線 連続立体交差化 調査・検討、事業推進 沿線まちづくり 調査・検討 計画策定、計画運用 西武新宿線 連続立体交差化 調査・検討 沿線まちづくり 調査・検討 鉄道連続立体交差事業に係る 役割分担のあり方検討
都市計画道路の整備	区民生活の利便性と安全性の向上を図るため、区が管理する都市計画道路の電線共同溝整備やバリアフリー化を進めます。また、災害時の通行確保など、重点的・優先的に整備すべき路線の調査・検討を行います。	都市計画道路補助 131 号線 電線共同溝整備 440m バリアフリー化整備 440m 都市計画道路補助 227 号線 バリアフリー化整備 550m 区施行優先整備路線 事業認可準備 (補助 132 号線) 新路線 調査・検討
狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進 重点	狭あい道路について、拡幅整備と電柱のセットバックを推進し、安全で快適な道路を確保します。	狭あい道路拡幅整備 拡幅整備 24,000m 電柱のセットバック
生活道路等の整備	私道整備助成、道路の路面改良、買い物道路等の整備のほか、歩行者優先の道路ネットワーク整備等に総合的に取り組み、歩行者にとって安全で快適な道路を確保します。	私道整備助成 舗装新設・改修 27,000 m ² 排水設備 1,500m 透水性舗装 6,000 m ² 道路の路面改良 120,000 m ² 買い物道路等の整備 850m 新整備路線検討 水のみち整備 設計・整備 49m 散歩みちの整備 500m 無電柱化整備 760m

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
自転車駐車場の整備	<p>駅周辺に自転車駐車場を整備し、放置防止活動を強化することにより、交通及び防災上の安全性や都市美観の向上など良好な生活環境の充実を図ります。また、買い物など短時間の駐車需要に対応するため、商店街等と協力して自転車駐車環境の改善に取り組みます。</p>	放置防止協力員 50 団体 街頭指導の強化 実施 自転車駐車場整備 500 台 調査・検討 買物客等一時利用者対策 ラック設置 1箇所 効果検証 新規設置場所検討 民営自転車駐車場等への支援 整備促進
都市基盤情報の整備	<p>地籍調査によって都市基盤整備の基礎となる土地情報を整備し、区民の財産を守るとともに、道路等公共物管理の適正化や災害復旧の迅速化に役立てます。</p>	地籍調査 1.41k m ² 地籍情報管理システム 構築 運用
新たな地域交通システムの整備 <div style="text-align: right;">重点</div>	<p>交通利便性の向上を図り、地域間の交流を促進するため、ワゴン型車両などによる新たな地域交通システムの整備に取り組みます。また、環状8号線を基本的なルートとする区部周辺部環状鉄道(エイトライナー)の早期実現を目指します。</p>	新たな地域交通システムの整備 調査・検討 具体化 エイトライナー 調査・研究・調整
ユニバーサルデザインのまちづくり推進 <div style="text-align: right;">重点</div>	<p>ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や公園、旅客施設などについて、改修時等のバリアフリー化とともに、新設時にはバリアのない施設整備を進めます。さらに、「バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区において、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を重点的かつ一体的に推進します。</p>	ユニバーサルデザインの整備 整備・推進 施設のバリアフリー化 整備・推進 バリアフリー基本構想 策定 推進・検証 杉並区バリアフリー連絡会開催

施策5 良好な住環境の整備

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
<p>まちづくり施策の総合的 推進</p> <p style="text-align: right;">重点</p>	<p>都市整備分野の総合的な方針として、「まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」を改定し、良好な住環境の保全・形成と、利便性が高く、暮らしやすく、魅力あふれる質の高い都市空間づくりを推進します。また、ゆとりある住環境や地域の特性に応じた街並みを確保するため、地域地区制度を活用したきめ細かな土地利用の推進を図ります。</p>	<p>まちづくり基本方針 改定・運用 適正な土地利用の推進 計画策定 普及・啓発</p>
<p>住宅施策の総合的な推 進</p>	<p>「住宅マスタープラン」の改定を行い、総合的・計画的な住宅施策を推進します。また、都営住宅の区移管による区営住宅の増加と住環境整備を図るとともに、高齢者等の民間アパートへの入居を支援します。</p>	<p>住宅マスタープラン 改定 普及・啓発 施策の実施 区営住宅の供給 都営住宅の移管 候補団地の検討 候補団地の協議 移管(2団地) 区営住宅の住環境整備 エレベーター設置 3基 バリアフリー施策の検討・計画・実施(スロープ設置2所) 高齢者等の民間アパートへの入居支援 応急一時居室の供給 民間アパートへの入居支援</p>
<p>まちづくり活動の支援</p>	<p>区民や地域団体による自主的なまちづくり活動を支援するため、まちづくりコンサルタントの派遣や活動の助成を行います。</p>	<p>まちづくり活動の支援 まちづくり団体 活動助成 まちづくり協議会 活動助成 まちづくりコンサルタント派遣</p>

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
地区計画等によるまちづくりの推進	地区計画や市街地整備のための計画等を策定し、住環境の向上と地域の特性を活かしたより良い市街地の形成を図ります。	蚕糸試験場・気象研究所跡地地区 道路整備 放射5号線周辺地区地区計画等 検討・策定 普及・啓発

施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
荻窪駅周辺都市再生事業の推進 重点	区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺地区について、南北地域間の分断解消と都市機能のさらなる充実を図るため、区民・事業者等と協力して都市再生事業の推進に取り組みます。	(仮称)荻窪まちづくり会議 設立・運営支援 まちづくり将来構想 検討・策定 荻窪駅周辺まちづくり基本方針 策定 事業化へ向けた調査・検討 イベント・広報等による普及・啓発
多心型まちづくりの推進 重点	交通拠点である駅を中心に、地域の特性を活かした商業・業務の活性化や生活利便性の向上を図り、にぎわいと多彩な魅力のあるまちづくりを進めます。	阿佐ヶ谷駅周辺まちづくり 調査・検討 協議会設置・運営 西荻窪駅周辺まちづくり 調査・検討 方南町駅周辺整備 調査・検討
景観まちづくりの推進	みどり豊かな住宅都市杉並を将来に継承するとともに、魅力あるまちなみを創出するため、景観に対する区民の意識を高めつつ、景観まちづくりを推進します。 「杉並区景観計画」でモデル地区に指定している2地区については、地域住民と共に景観まちづくりに向けた取組を行います。	景観計画の運用・改定 中杉通り周辺モデル地区事業 推進 ニュースの発行5回 大田黒周辺モデル地区事業 推進 景観まちづくり普及啓発

施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
産業振興の基盤整備 重点	区内経済の活性化に向け、区と関係団体が同じスペースの中で日常的に議論し協働して区内の産業振興を促進するため、「(仮称)産業振興センター」を設置・運営します。また、「(仮称)産業振興審議会」を設置し、「産業振興計画」の改定・推進を図るなど、将来を見据えた産業振興の基盤を整備します。	(仮称)産業振興センターの設置・運営 (仮称)産業振興審議会の設置・運営 産業振興計画の改定・推進 (仮称)中小企業振興基本条例の制定・運用
電子地域通貨事業 重点	電子地域通貨事業の検討・具体化を図り、区内の経済循環の創出による経済の活性化と行政サービスの利便性を向上させます。	電子地域通貨事業 検討・実施
就労支援・起業支援 重点	ハローワーク、区内産業団体と協働して区内事業所での就労に結び付くセミナーや情報の提供及び就職活動を支援します。また、創業意欲あふれる若者の起業を支援します。	就職面接会等の実施 26回 創業・起業支援セミナー実施 事業所アドバイザー派遣 75事業所 異業種交流会の開催
地域特性を活かした商店街活性化促進 重点	商店街実態調査を踏まえ、駅前や住宅街などそれぞれの地域特性に応じた商店街の活性化策を検討・具体化します。また、防犯カメラや装飾灯LED化等の環境整備助成により、地域住民が安全・快適に買い物ができる商店街環境を整備し、地域ににぎわいをもたらす商店街づくりを進めます。	地域特性を踏まえた商店街事業の支援 特性調査実施・支援 防犯カメラの設置 6商店会 商店街装飾灯のLED化 600本
アニメの振興とにぎわいの創出 重点	アニメ施策を再構築し、アニメーション制作者等の人材育成やアニメを活用した商店街の活性化とまちのにぎわいを創出します。	アニメ施策の再構築 検討・実施
都市型農業の支援	区内農業の実態を踏まえた、新たな支援策を検討・具体化し、より実効性の高い営農支援に取り組みます。また、農業者や農業団体と協働して、区内農産物による地産地消を目指したマーケットの整備等を促進します。	新たな営農支援策 検討・具体化・実施 地産地消事業の推進 地産地消マーケットの整備・運営

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策8 水とみどりのネットワークの形成

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
憩いの水辺創出	都市化の進展により失われつつある良好な水辺空間を取り戻すため、人と水とのふれあいの場づくりや老朽化した護岸等の整備を進め、河川環境の充実を図ります。また、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる潤いと安らぎのある水辺環境を再生・創出することを目的として、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業を区民と共に進めます。	河川施設の整備 護岸等の改良 調査・検討・実施 善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出 行動計画策定・事業実施 水鳥一斉調査実施 3回 シンポジウム開催 3回
みどりの保全 重点	樹林地や屋敷林、農地など、貴重なみどりを区民共有の資産として後世に引き継ぐため、保護指定制度の充実や、「(仮称)緑地保全計画」の策定・推進等に取り組めます。また、今は杉並で見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。	保護指定制度の充実 保護樹木 1,900本 保護樹林 60ha 保護生けがき 7,300m 貴重木 民間 50本 公共 50本 特別樹林 検討・指定 候補地の検討 市民緑地の設置 候補地の選定・調整 屋敷林等の保全 (仮称)緑地保全計画 樹林等保全制度検討 策定 緑地保全モデル設置 屋敷林所有者連絡会 開催(6回) 生き物生息場所の保全 3カ所
みどりの創出	高円寺地区をモデル地区とするみどりのベルトづくりを他の地域にも拡げます。また、建物の屋上や壁面などの新たな余力地にみどりを増やす仕組みや、ブロック塀・万年塀を取り外して生けがき化を図るなど、新たなみどりを創出することでみどりのネットワークの形成を進めます。	みどりのベルトづくりの推進 モデル地区での取組(地元組織支援、検証・PR含) 立候補地区での取組 民有地の緑化推進 屋上緑化助成 1,350㎡ 壁面緑化助成 150㎡ 接道部緑化助成 1,350m 区立施設の緑化推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
東京電力総合グラウンドの取得・活用 <div style="text-align: right;">重点</div>	まちの防災機能を高めるとともに、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保していくため、東京電力総合グラウンド跡地を取得し、地域公園としての活用を図ります。	東京電力総合グラウンド 用地取得 基本計画・基本設計 実施設計
都市計画高井戸公園の整備促進 <div style="text-align: right;">重点</div>	みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの場の確保や安全・安心の向上を図るため、都市計画高井戸公園と周辺まちづくりの整備を促進します。	都市計画高井戸公園及び周辺 まちづくり 整備促進 調査研究
身近な公園の整備	各地域で1ha以下の身近な公園を整備し、区民が憩い、ふれあうことができる水とみどりのネットワーク・拠点づくりを進めます。	公園拡張工事 2園
みどりの育成	量・質ともに充実したみどりを次世代に引き継ぐため、緑化活動の普及啓発や顕彰等を実施し、区民と共にみどりを育成します。	みどりの普及啓発 新聞発行 講座開催 イベント開催 相談所運営 みどりの顕彰 保全に関する顕彰の実施 創出に関する顕彰の検討 みどりの基金 積立・運用
みどりの協働推進	民有・公共のみどりや公園の維持活動を推進するため、みどりのボランティア活動に携わる区民や団体に対して必要な資材などを提供し支援を行います。	みどりのボランティア活動の推進 みどりのボランティア杉並 90人 認定みどりのボランティア 団体 3団体 すぎなみ公園育て組 6団体増(46団体) 花咲かせ隊 15団体増(135団体)

施策9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
(仮称)地域エネルギービジョンの策定・推進 重点	地域のエネルギー対策の基本指針となる「(仮称)地域エネルギービジョン」を策定し、地域におけるエネルギー自給率の向上、低炭素社会づくりに向けて、地域ぐるみの取組を進めます。	(仮称)地域エネルギービジョンの策定・推進・検証
再生可能エネルギーの普及・促進 重点	住宅都市としての特性を活かし、地域におけるエネルギー自給率の向上と区民・事業者による地球温暖化防止の取組を支援するため、太陽光発電システムの導入助成を拡充し、普及促進を図ります。	再生可能エネルギー機器設置助成 太陽光発電モニター制度の構築、運用 再生可能エネルギーの普及啓発と情報発信
区立施設の再生可能エネルギーの利用拡大 重点	区立施設の建替や大規模改修に合わせ、太陽光等の再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。	太陽光発電設備設置 自然換気設備設置 雨水再利用設備設置

施策10 ごみの減量と資源化の推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
ごみの減量運動の推進	区民・事業者・区が、ごみ減量の目標を共有し、それぞれの役割分担のもとで、ごみの発生抑制、再利用に努め、ごみの減量を進めます。また、ごみ減量の実例を多様な情報媒体により発信し、区民のごみ減量意識の啓発を図ります。	一般廃棄物処理基本計画の改定・推進 ごみ減量に向けた情報発信の充実 コンポスト・生ごみ処理機助成 600件
資源化の推進 重点	区民の自主的な集団回収活動を支援し、良質な資源の回収を安定的に進めます。また、資源化が可能な品目について検討し、地球資源の保全及び資源の有効活用を推進します。	集団回収 新規等実施団体数 30団体 (累計400団体) 集団回収量 19,626t 資源化の拡大 資源化技術等の調査・研究、方針決定

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進	ごみ排出におけるルールやマナーの徹底を図るため、ごみ・資源の適正な排出に関する周知・啓発を強化します。また、集積所をはじめ、空き地や私道などにおける不法投棄の防止に向けた対策を強化します。	排出ルールに関する周知・啓発 (集積所・大規模建築物) 不法投棄の防止対策 集積所の環境美化 カラス対策の実施 折り畳み式収集ボックスの 設置・更新 3,600基 カラスネットの更新 4,500枚

施策11 環境を大切にする生活スタイルの促進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
省エネルギー対策の推進 重点	省エネルギー機器の導入支援、家庭や事業所に対する省エネ診断などを通して、地球環境保全や低炭素社会づくりに対する区民一人ひとりの意識の向上を図り、地域全体の活動へ広がります。	地球温暖化対策の推進 区役所における省エネルギー 対策の推進
環境活動への支援と連携の推進	ポイ捨て、落書き、歩行喫煙などが無い、きれいなまちづくりを進めるため、区民一人ひとりの環境美化意識をさらに高めるとともに、自主的・自発的な環境活動を支援し、区民・事業者・区による連携の強化を図ります。	環境美化活動の推進 地域との連携による路上喫煙マナー啓発活動の実施
環境学習の推進	地域における環境活動の拠点である「すぎなみ環境情報館」を中心に、地域や学校など様々な場で、身近な自然とのふれあいや環境学習を推進し、環境に配慮した行動を広がります。	中学生環境サミットの開催 区民参加による自然環境調査の実施・公表 河川生物調査の実施・公表 環境学習事業の推進・充実 環境講演会 自然観察会 学校支援

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策12 いきいきと暮らせる健康づくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
生活習慣病予防対策の推進	生活習慣病予防の普及啓発を図るため、肥満・糖尿病対策に重点を置き、区民の生活習慣の改善と健康増進を支援します。また、ヘルシーメニュー推奨店の拡大や民間運動施設等との協働事業の実施などにより、生活習慣病予防対策の環境を整備します。	生活習慣病予防・改善健康増進 生活習慣病予防対策の環境整備
区民健康診査	生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病などの疾患の早期発見を図るため、30歳～39歳で職場での健診を受ける機会のない人を対象に区民健康診査(成人等健診)を実施します。また、40歳～74歳の人に対する特定健診や後期高齢者医療制度に加入している人を対象とする後期高齢者健診を実施します。	区民健康診査の実施
成人歯科健康診査	歯周疾患の発症と重症化を防止するため、歯科健診と歯科保健指導を行います。また、前年度成人歯科健診を受診した人を対象に、かかりつけ歯科医の定着を促し、歯周疾患の重症化を防ぐために受診の翌年に再評価調査を実施します。	成人歯科健康診査の実施
がん対策の推進 重点	がんの予防、早期発見、早期治療を実現するため、がん検診推進事業をはじめ、がん検診戸別勧奨通知の実施や子宮頸がん予防ワクチン接種など、総合的ながん対策を計画的に推進します。	(仮称)がん対策推進計画策定・推進 がん検診の充実 子宮頸がん予防ワクチン接種
区民健康づくり	健康づくりを推進するため、「保健センター」における自主グループ活動への支援を通じて健康づくりの輪を広げます。また、食育ボランティアと協働し、食育を計画的に推進するとともに、区民のライフステージに合わせた食育を進めます。	地域自主グループの育成・支援 食育の普及啓発
介護予防事業	高齢者の介護予防を図るため、予防の重要性への理解と早期からの予防を習慣付けるよう普及啓発を進めます。また、生活機能の低下が見られる高齢者向けに、栄養改善や運動・口腔機能の向上に関する事業を実施します。	介護予防普及啓発 介護予防事業

施策13 地域医療体制の整備

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
救急医療体制の充実	医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制を確保します。また、緊急時に備え、AEDの増配置を図るほか、迅速・正確に応急手当を行える救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の養成や応急手当の普及・啓発活動を通じて、初期救急対応力の向上を図ります。	急病医療情報センターの運営 小児急病診療体制の確保 急病診療の実施 休日夜間急病診療 歯科休日急病診療 休日夜間調剤事業 AEDの配置 救急協力員 2,600名
地域医療体制の充実 重点	新規開設・建替等を計画している病院が、区民の医療ニーズに的確に対応していけるよう協議・調整を行うとともに、医療機関相互の連携、医療と介護の連携の仕組みづくりを進めます。また、歯科保健医療センターにおいて、障害者や要介護者の歯科診療事業の一層の充実を図ります。	開設・建替病院との協議・調整 歯科保健医療センターの充実

施策14 健康危機管理の推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
食の安全対策の推進	小児や高齢者などが利用する集団給食施設や生食肉などのリスクが高い食品を提供する可能性のある営業施設に対して、重点的に監視・指導を行います。また、区民や事業者が食中毒などの正しい知識を身に付けられるよう、様々な食品衛生の情報を発信して、普及啓発を進めます。	給食施設への監視指導 夜間監視指導 食品事業者衛生講習会の充実 普及啓発 シンポジウム等の開催
感染症対策の推進	新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生・流行に備え、区民が必要とする情報を提供します。また、流行段階に応じた体制整備と必要な支援等を図る総合的な新型インフルエンザ等の対策を推進します。	新型インフルエンザ等対策の推進
放射能対策の実施 重点	区民の安心を確保するため、空間放射線量や、小中学校・保育園等の給食食材などの放射能の測定を実施します。	放射能の測定

施策15 高齢者のいきがい活動の支援

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
高齢者の活動拠点での自主的活動の推進	高齢者の活動拠点である「ゆうゆう館」及び「高齢者活動支援センター」において、高齢者の自主的な活動を支援・促進します。また、高齢者団体の活動を支援することを通して、個人の関心による縁を地域的・継続的に広げ、地域での活動の活性化を図ります。	ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターの運営 利用団体数 1,050 団体
長寿応援ポイント事業 重点	高齢者の社会参加を応援するとともに、地域での支えあいが広がることを目指し、「長寿応援ポイント事業」を実施します。この事業に参加した高齢者にポイントを配布し、当該ポイントを区内共通商品券との交換及び地域の支えあい活動等を行う団体に助成するための「長寿応援ファンド」への寄付に活用します。	長寿応援ポイント事業の推進 長寿応援ファンド助成

施策16 高齢者の在宅サービスの充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
在宅療養支援体制の充実 重点	在宅医療に携わる地域の関係機関と連携し、在宅療養をしている人が適切なサービスを受けることができる支援体制を構築します。また、在宅療養支援を担う地域の医療・介護の連携を強化するため、「在宅医療推進協議会」を設置し、関係機関同士の情報の共有や連携の強化に取り組めます。	在宅医療推進協議会 年 3 回 在宅医療相談調整窓口の運営 相談件数 年 600 件 後方支援病床の確保 協力病院 8 所
家族介護者支援事業の充実	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスに加え、区独自の在宅生活支援サービスやヘルパーによる家事代行、緊急ショートステイ、おむつの支給など多様な介護者支援サービスを提供します。	ほっと一息、介護者ヘルプ 緊急ショートステイ 認知症高齢者家族安らぎ支援 徘徊高齢者探索システム 家族介護教室 家族介護継続支援(訪問) 介護用品等の支給

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
安心おたっしや訪問事業 重点	医療や介護保険サービスを利用していないなど、行政とのかかわりが薄い高齢者について、安否確認や潜在化したニーズを把握し適切な支援につなげるため、地域包括支援センター職員、民生委員が訪問し、日常的に相談できる関係づくりを進めます。	安心おたっしや訪問 実施
高齢者の見守りサービスの充実 重点	高齢者の孤立化を防ぎ、地域の中で安心して生活ができるよう、地域のボランティアが日常的な見守りを行う「たすけあいネットワーク(地域のみ)」のほか、配食サービス、緊急通報システムなどのサービスを充実します。	たすけあいネットワーク(地域のみ) 配食サービス 緊急通報システム 高齢者安心コール

施策17 要介護者高齢者の住まいと介護施設の整備

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備 重点	「みどりの里」の転換などにより、24時間体制で介護と看護のサービスを提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設した、「杉並型サービス付き高齢者向け住宅」の整備を進めます。	杉並型サービス付き高齢者向け住宅 累計 90戸
特別養護老人ホームの整備 重点	特別養護老人ホームの整備を推進するため、施設を建設・運営する社会福祉法人に対して建設助成を行います。また、用地の確保が困難な都市部における新たな施設整備のあり方を検討します。	特別養護老人ホーム 新規 300人 (累計 1,607人) 新たな特別養護老人ホーム整備のあり方検討
介護老人保健施設の整備 重点	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象となる介護老人保健施設の整備を進めるため、民間事業者の整備計画を支援し、施設を建設・運営する事業者に対して建設助成を行います。	介護老人保健施設 新規 100人 (累計 418人)
認知症高齢者グループホームの整備 重点	認知症の高齢者が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を行うグループホームの整備を進めるため、施設を建設し運営する事業者などへの助成を行います。	認知症高齢者グループホーム 新規 108人 (累計 349人)

施策18 障害者の社会参加と就労機会の充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
障害者通所施設等の整備 重点	障害者が充実した日々を送るための日中活動の場を確保するため、重度知的障害者のための小規模地域分散型施設や、精神障害者等の活動と交流の場となる「地域活動支援センター」を整備します。	小規模地域分散型施設 新規 2 所 (累計 4 所) 地域活動支援センター 新規 3 所 (累計 4 所)
就労支援の充実	障害者の就労を推進していくため、就労に関する支援体制を整えます。また、一般就労につなげるため、企業や商店街などと連携して、職場体験実習や現場での長期研修を実施するとともに、特例子会社を誘致して雇用の場の拡大を図ります。	職場体験実習 商店街実習事業 実施 雇用定着支援事業 実施 現場研修事業 実施 特例子会社 新規 1 社 (累計 2 社)
移動支援の充実	障害者の社会参加を促進するため、外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施します。	移動支援事業 実施

施策19 障害者の地域生活支援の充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
相談支援の充実	障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実します。	相談支援体制の充実 検討・実施
グループホーム・ケアホームの確保 重点	障害があっても地域の中で自立し安心して生活できるよう、障害特性に応じた住まいのあり方について検討し、指針を定め、グループホームやケアホームを社会福祉法人や NPO 法人と連携して整備します。	知的障害者グループホーム 新規 10 所 (ショートステイ 併設 1 所) 廃止 2 所 (累計 40 所) 精神障害者グループホーム 新規 2 所 (累計 8 所) 身体障害者グループホーム 新規 1 所 (ショートステイ併設) (累計 2 所)

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
障害者虐待対策の推進	相談支援事業所等と連携しながら、障害者及び養護者への相談・支援体制を整備するとともに、障害者の虐待防止に関する普及啓発を行います。	障害者虐待防止、権利擁護 普及啓発

施策20 支えあいとセーフティネットの整備

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
生活支援情報提供の推進 重点	日常生活や様々な活動への参加に関する情報を、総合的に提供する仕組みを整備します。また、バリアフリー協力店の登録拡大や区内施設におけるバリアフリー情報の提供を進めます。	総合的な生活支援情報提供 検討・具体化・実施 バリアフリー協力店 1,200店
移動サービスの支援 (移動困難者支援)	移動困難な人の通院や買い物などの外出を支援するため、福祉車両等で送迎をする団体による移動サービスの取次ぎを行う「移動サービス情報センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。	移動サービス情報センターの運営 協力事業者の拡大 90団体 福祉有償運送団体の支援
成年後見制度の利用促進	判断力が不十分になった人の生活支援や権利擁護を図るため、成年後見センターの運営の支援や、特に必要と認める場合には区長が後見開始等の審判請求を行います。また、日常的な金銭管理、福祉サービスの契約などの手続き等を行う「あんしんサポート事業」の充実を図ります。	成年後見センターの運営 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
子ども・子育てまちづくりの推進	子育てを地域で支えあう仕組みづくりを進めるとともに、地域の子育て支援者の育成を図ります。	子ども・子育てメッセ 3回 地域子育て支援者の育成・支援 講座 3回
子育て応援券事業	就学前の子どもがいる家庭に、一時保育などの有料の子育て応援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、地域の中で様々な人とかかわりながら安心して子育てができるようにします。	子育て応援券事業の実施
母子保健に関する相談支援等の実施 重点	生後4か月までの赤ちゃんがいる全家庭への「すこやか赤ちゃん訪問」などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・指導を行い、地域で安心して育児ができるように支援します。また、発達障害を早期に発見するため、1歳6か月健診後の集団観察の場となる「(仮称)あそびのグループ」を実施します。	すこやか赤ちゃん訪問の実施 (仮称)あそびのグループ事業の実施
安心して妊娠・出産できる環境づくり 重点	不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の大きい特定不妊治療費の一部を助成するとともに、不妊相談体制を整備します。また、産科医・産科医療機関への支援を通じて、区内で安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。	特定不妊治療費助成 不妊相談の実施 分娩手当支給事業の実施 分娩施設整備助成事業の実施
子ども家庭支援センター相談事業	子どもと家庭の総合相談窓口(ゆうライン)の充実を図り、福祉・保健・医療・教育分野と連携しながら、子育て相談・虐待問題などについてきめ細かく対応します。また、子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、相談を兼ねて気軽に居場所として利用できる「子育て相談サロン」を実施します。	ゆうラインの充実 運営 1所 子育て相談サロンの実施 9グループ
児童虐待対策の推進	区民や関係機関からの児童虐待通報を受け、要保護児童対策地域協議会などを通じて、要保護児童の継続的な支援を行います。また、虐待の未然防止を図るため、「訪問育児サポーター事業」などを実施します。	要保護児童対策地域協議会 グループカウンセリングの実施 保護者のこころの相談の実施 訪問育児サポーター事業の実施 子どもショートステイ運営 2所

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
民間母子生活支援施設の建設助成	民間母子生活支援施設の老朽化に伴う改築に対し、改築費用の一部を助成します。	民間母子生活支援施設の建設助成 改築 1.8 所 設計 1 所

施策22 保育の充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
待機児童対策の推進 重点	保育施設の整備を進め、待機児童解消を目指します。	保育園 新設 私立 4 園 保育室からの移行 2 園 改築・改修等 区立 2 園 私立 1.8 園 認証保育所 新規 3 園 (累計 21 所) 家庭福祉員 新規 6 名 (累計 26 名) グループ型小規模保育 新規 9 名(3 所) (累計 9 名 3 所) 私立幼稚園預かり保育 新規 2 園 (累計 4 園)
多様な保育サービスの提供	保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育、延長保育、産休明け保育、年末保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	障害児指定園 新規 2 園 (累計 8 園) 私立保育園 延長保育 新規 3 園 (累計 17 園[分園含む]) 私立保育園産休明け保育 新規 6 園 (累計 17 園[分園含む]) 病児保育 新規 1 所 (累計 2 所)

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
幼稚園の整備	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ教育及び保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設である幼稚園を整備します。	区立子供園 新規 2園 (累計 6園)

施策23 障害児援護の充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
発達障害支援の充実 重点	社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別相談やグループ指導を行うことにより、保護者や関係機関(幼稚園・保育園)が、適切な対応を図れるよう支援します。また、学齢期においても継続した支援を受けることができる体制を整備します。	医療相談・専門相談の実施 個別・グループ指導の実施 巡回指導の実施 保育所等訪問支援の実施 学齢期児童の発達障害支援事業の実施
障害児の放課後支援の充実	在学中の障害児の自立を支援するため、放課後や夏休み等における、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。放課後等の居場所づくりを推進するため、放課後等デイサービスを整備します。	地域デイサービス 5団体 放課後等デイサービス 新規 9所 (累計 10所)

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
(仮称)次世代育成基金の創設 重点	次代を担う子ども・青少年の自立と自己実現に向けた活動への参加・参画を支援するため、「(仮称)次世代育成基金」を創設・運用します。	(仮称)次世代育成基金 積立・運用
学童クラブの整備	働きながら安心して子育てができるよう、増大する学童保育の需要を踏まえて、学童クラブを整備します。	学校改築時整備 新築 1クラブ 移設 1クラブ (累計 50クラブ)
児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実	児童館等において、発達の遅れや障害のある子どもたちも楽しめるプログラムを工夫・充実して行います。また、学童クラブでの障害児の受け入れ・支援体制を充実します。	児童館障害児交流プログラムの充実 学童クラブ障害児の受け入れ 50クラブ 学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 1クラブ

施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
小中一貫教育の推進 重点	「杉並区小中一貫教育基本方針」に基づき、義務教育9年間を通した「学びの連続性」を確保し、児童・生徒の成長に合わせた一貫性のある指導による質の高い教育を推進します。	小中一貫教育のプログラム、教材 開発・発行 教育課題研究 15 課題
社会体験学習活動の推進	子どもたちがこれからの時代をたくましく心豊かに生きていけるよう、体験活動やボランティア活動等の学習を実施します。	職場体験学習の実施 中学校 全校 職業体験ワークショップの実施 小学校 15 校 中学校 3 校 社会貢献活動の実施 小学校 6 年生 中学校 3 年生
学力向上の支援	児童・生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養います。	小学校理科専科教員の配置 理科支援員の配置 夏季パワーアップ教室の実施 中学校 全校 小学校 検討・実施 日本語教育の充実 小学校 全校 中学校 全校 外国語教育の充実 小学校 全校
体力づくりの推進	運動の楽しさを味わったり、日常的に体を動かす習慣を身に付けるきっかけとなる体力づくり教室を開催し、児童・生徒の体力を育みます。また、「武道」が必修科目となる中学校保健体育科の授業に専門指導員を派遣し、保健体育科教員と共に生徒への指導と安全確保・事故防止を図ります。	体力づくり教室の実施 12 教室 武道指導員の派遣 9 名
食育の充実	日本の伝統ある食文化や地域の特性を活かした食生活など、児童・生徒に食に関する指導教育を行い、子どもたちの健全な食生活の充実に図ります。	食育リーダーの育成 9 回 食器の充実 9 校 活かした給食食材の活用 食育教材の開発

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
健康教育の充実	健康教育の充実を図り、児童・生徒の健康で豊かな心と健やかな体を育成していくための健康づくりを効果的に進めます。	健康づくり研修会等 8回 小児生活習慣病予防検診 実施 健康相談室 14回 体験型教室 14回 フォロー相談室 6回 親子健康教室 28回 薬物乱用防止教育の実施 小中学校全校
防災教育の充実	災害発生時に、児童・生徒が自分の身を守るために自ら判断し行動できるよう、より効果的な防災教育を実施します。また、災害時における学校と保護者、地域との連携強化を進めます。	震災時対応マニュアルの作成・更新 児童・生徒用 保護者用 教員用 学校安全に関する研修 全校実施 中学生レスキュー隊 中学校 23校 体験型防災教育 小学校全校
環境教育の充実	児童・生徒が人と環境とのかかわりについての理解を深め、環境に配慮した行動がとれる態度を育成するとともに、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射線についての正しい知識を身に付けられるよう、発達段階に応じた環境教育の充実に取り組みます。	環境教育の充実 検討・実施
就学前教育の充実 重点	就学前の幼児の発達段階に応じた幼児教育・保育の取組を総合的に進めます。また、就学前のすべての子どもの成長・発達段階に応じて生きる力の基礎を培い、小学校への「学びの連続性を重視した教育」を推進します。	(仮称)就学前教育振興ビジョン 検討・策定 幼児育成施設共同研修の実施 6回 (仮称)幼保小連携カリキュラム 検討・策定

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
特色ある教育活動の推進	各学校の「特色ある教育」の改善・充実に向けた研究開発を支援するとともに、「フレンドシップスクール」を実施して「中一ギャップ」の解消を図ります。	特色ある学校づくり 実施 フレンドシップスクールの実施 中学校 23校 補助教員の活用 中・養護学校
部活動の充実	部活動の指導補助として外部指導員を配置し、継続的で安定的な部活動の推進を図ります。また、プロフェッショナルの競技者・指導者による合同部活動を通じて、指導者の指導力向上を目指すとともに、技術等の向上を図りながら部活動の活性化を図ります。	外部指導員の活用 1校 年350回 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施

施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
特別支援教育の充実 重点	通常学級における支援員等の配置や、特別支援教室及び情緒障害学級(固定)の設置検討などを行い、発達障害を含む特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育の充実を図ります。	教育課題研究指定校 1校 特別支援教室の設置 検討 中学校の情緒障害(固定学級)の設置 検討 通常学級支援員の配置 48人 通常学級介助員ボランティアの配置 延15,000日 済美養護学校の教育環境の充実 調査・検討
教育相談体制等の充実	済美教育センターでの来所相談と小学校スクールカウンセラーの体制の充実を図るとともに、小学生対象の適応指導教室を設置するなど、いじめ・不登校対策の機能を充実します。	教育相談の充実 スクールカウンセラーの派遣 小学校 全校 いじめ、不登校対策 適応指導教室の設置 小学生対象 1所 不登校解消支援システム 全小中学校へ導入 体制の充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
30人程度学級の実施	低学年から段階的に実施してきた「30人程度学級」を全学年に拡大します。	30人程度学級の実施 小学校(全学年)

施策27 学校教育環境の整備・充実

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
区立小中学校の改築 重点	耐震上課題のある小中学校の校舎等の改築を完了させるとともに、統合校や小中一貫教育校の施設整備を実施し、児童・生徒の安全確保と教育環境の維持・向上を図ります。	高井戸第二小学校 耐震改築 1.0校 井草中学校 耐震改築 0.2校 統合校(永福南小・永福小) 屋内運動場棟改築 0.8校 既存校舎改修 小中一貫教育校(新泉・和泉地区) 設計 0.5校 改築 0.9校
学校教育諸施設の整備・充実	小中学校の諸施設・設備を整備することにより、教育環境の改善・充実を図ります。	校舎屋上防水 9校 校舎内装 6校 校舎外壁補修 9校 給食室改修 3校 便所改修 6校 照明設備改修 8校 受変電設備改修 5校 雨水流出抑制対策 6校
学校図書館の充実	区立小中学校の学校図書館に学校司書を配置し、学校図書館の運営体制の充実・強化を図ります。	学校司書の配置 小中学校 全校

施策28 地域と共にある学校づくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
新しい学校づくりの推進 重点	将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据えて、地域ごとの状況に応じた学校の統合・学区の見直し・学校施設の老朽対策等を総合的に検討し、子どもたちに望ましい教育環境を提供していく新しい学校づくりを推進します。	(仮称)新しい学校づくり基本方針 検討・策定 (仮称)新しい学校づくり計画の策定 検討 永福南小学校と永福小学校の統合
地域に開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等が、「学校運営協議会」を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」を設置し、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを進めます。	地域運営学校 新規 12校
地域教育推進協議会のモデル設置	中学校を中心とした区域単位での教育・子育て支援組織として、地域教育連絡協議会の取組の成果を発展的に継承した「地域教育推進協議会」をモデル設置し、0歳から15歳までの子どもの育成や教育に係る課題について、地域の多様な主体が協力連携しながら自主的に取り組む活動を支援します。	地域教育推進協議会 モデル地区 2所

施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
(仮称)スポーツ推進計画の策定 重点	多様化する区民ニーズやスポーツ環境の変化を踏まえ、生涯にわたり区民が自主的・継続的にスポーツに親しむことができるよう、「(仮称)スポーツ推進計画」を策定・推進します。	(仮称)スポーツ推進計画 基礎調査の実施 計画の策定
体育施設の整備 重点	旧荻窪小学校跡地に移転する大宮前体育館の改築工事を進めるとともに、老朽化した妙正寺体育館の改築計画に着手し、体育館の建設に取り組みます。	大宮前体育館の改築 1.0館 妙正寺体育館の改築 設計 1.0館 改築 0.2館

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
図書館サービスの情報化の推進	多様な情報通信技術の活用など、区民ニーズに対応した図書館サービスの充実を図ります。	(仮称)図書館の電子情報サービスへの対応方針 検討・策定・推進 レファレンスサービスの充実 音声資料の充実 区内大学図書館との連携強化 検討・実施
図書館の整備	区民の学習や地域の課題解決のための情報拠点として、高円寺地域に区内 14 館構想の最後となる図書館を整備します。整備にあたっては、公共施設の有効活用や地域の特性に配慮します。	地域図書館(高円寺地域) 調査・検討 図書サービスコーナー 運営 2 所
子ども読書活動の推進	「杉並区子供読書活動推進計画」に基づき、未読者の割合を「ゼロ」とする目標の達成を目指し、乳幼児とその保護者に対するサービスを充実するほか、調べ学習など児童・生徒への総合的な読書活動への支援を実施します。	調べ学習資料の充実 あかちゃんタイム 全館実施 幼児向けブックリスト 充実

施策30 文化・芸術の振興

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24~26年度)
文化・芸術活動の振興 重点	区の文化・芸術活動の振興を図るため、(仮称)文化・芸術振興会議を設置・運営するとともに、区民の多様な文化活動や創造的な芸術活動を支援します。また、区内の文化・芸術活動に関する情報の収集・発信を効果的に行います。	(仮称)文化・芸術振興会議 設置・運営 文化・芸術活動助成基金 検討・実施 文化・芸術情報の収集・発信
文化・芸術と連動したまちの魅力づくり	区立施設や商店街の空き店舗などを作品制作、練習・稽古、展示・発表、ワークショップなどの場として活用を図るため、地域の特性に応じた区民等の文化・芸術活動の場の整備に取り組みます。	区立施設等を活用した文化・芸術活動拠点の調査・検討

施策31 交流と平和、男女共同参画の推進

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
国内交流の推進 重点	すべての交流都市の関係者を一同に集めた「交流自治体円卓会議」を実施するなど、国内交流都市との文化・経済・スポーツ等の交流を推進します。	国内交流の促進 交流自治体円卓会議の実施
国際交流の推進	在住外国人支援に関する指針・計画の策定を行い、多言語化に対応した在住外国人支援事業を行うとともに、国際友好都市との国際交流を推進します。	国際交流の推進
平和事業の推進	平和都市宣言自治体として、核や戦争の悲惨さを幅広く伝え、平和の尊さを啓発する取組を進めます。	平和事業の推進
男女共同参画の推進	男女共同参画意識の普及啓発を行うとともに、区民懇談会を開催し、施策を推進します。	啓発セミナーの開催 男女共同参画区民懇談会 男女共同参画行動計画改定・推進

施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

事業名	事業の概要(取組内容等)	3か年の事業量 (24～26年度)
地域住民活動の支援	地域住民の自主的組織である町会・自治会の活動支援及び地域情報の発信のための掲示板整備を通して、ふれあいと交流の創出や地域団体のネットワーク化を推進し、いきいきとした住み良いコミュニティの形成を図ります。	町会・自治会掲示板設置助成 300基 地域活性化事業の助成 45町会
地域区民センター等の整備	区民のコミュニティ活動の場である地域区民センターの施設整備を行います。	高井戸地域区民センターの改修工事 0.1所
NPO等の活動支援 重点	NPO等を支援するとともに、活動しやすい環境を整備し、NPO等との協働による多様な公共サービスの提供を推進します。	協働事業推進のあり方検討 NPO等の活動支援と新たな協働事業の実施 NPO支援基金の積立・運営
地域人材の育成	区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営します。	すぎなみ地域大学の運営

Ⅱ 基本構想を実現するために

1 協働推進基本方針に基づく主な協働の取組

協働の取組は、区の施策・事業のすべての分野で推進を図るべきものです。そのため、ここでは、主な協働の取組を例示します。

1) 方針1 区民参加の促進

事業名(項目名)	協働の取組内容
新たな区民参加手法の推進	基本構想の策定にあたり、無作為抽出による区民参加の討議会として実施した「区民意見交換会」の手法を活用するなど、より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やし、区民の区政参加を促進します。
ユニバーサルデザインのまちづくり推進	区民の代表や関係機関の意見を反映し、新たなバリアフリー基本構想の策定やバリアフリー化を進めていきます。
荻窪駅周辺都市再生事業の推進	地元のまちづくり協議会の活動を支援しつつ、積極的に意見交換等を行いながら、荻窪駅周辺地区の将来のあるべき姿について検討を進めていきます。
憩いの水辺創出	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業として、善福寺川全域を区画に別け、区民参加により水鳥の一斉調査を行います。
再生可能エネルギーの普及・促進	太陽光発電システムを設置する区民等の協力を得て、設置効果や仕組みなどの情報をわかりやすく発信するとともに、民間事業者も含めた区民意見交換会を開催するなど、普及促進に向けた取り組みを進めます。
区民参加による自然環境調査の実施	自然環境調査員として区民に調査協力をいただくとともに、小中学生に学校生物調査に取り組んでもらうなど、多くの区民の参加により、すぎなみの自然環境の実態を把握していきます。
省エネルギー対策の推進	事業者や環境団体の協力を得て、家庭や事業所の省エネ診断の実施や省エネ機器、設備等に関する情報の発信に取り組みます。
学校運営協議会	保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みを充実させることで、地域に開かれ支えられる学校づくりを進めます。

2) 方針 2 地域人材の育成と活動環境の支援

事業名(項目名)	協働の取組内容
新たな協働のあり方検討	協働による地域社会の実現に向けて、これまでの取組を発展させ、協働提案制度の構築を行うなど、新たな協働のあり方を検討、実施していきます。
協働推進のための体制整備	協働を推進する組織を整備し、全庁的に取り組む体制づくりを行います。また、「すぎなみNPO支援センター」の運営についても見直しを行い、協働推進体制の強化を図ります。
すぎなみ地域大学の運営	区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため、「すぎなみ地域大学」を運営します。
災害時要援護者支援対策	地震発災時に67箇所で開催される震災救援所は、職員、町会、民生委員等で構成され、要援護者の安否確認等の支援活動を行います。区立及び民営の障害者・高齢者施設とのネットワークを組み、受入態勢の強化を図っていきます。
地域教育推進協議会のモデル設置	「地域教育推進協議会」をモデル設置し、0歳から15歳までの子どもの育成や教育に係る課題について、地域の多様な主体が協力連携しながら、自主的に取り組む活動を支援します。
地域住民活動の支援	地域住民の自主的組織である町会・自治会の活動支援及び地域情報の発信のための掲示板整備を通して、ふれあいと交流の創出や地域団体のネットワーク化を推進し、いきいきとした住み良いコミュニティの形成を図ります。
NPO等の活動支援	NPO等を支援するとともに、活動しやすい環境を整備し、NPO等との協働による多様な公共サービスの提供を推進します。

3) 方針 3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実

事業名(項目名)	協働の取組内容
情報発信の充実	生活様式の多様化や ICT(情報通信技術)に対応した新たな情報発信の取組や、ICT を利用できないなど様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供など、必要なときに必要な情報が届く仕組みづくりと区の情報発信の充実に努めます。
情報政策の体制整備	区の情報発信にかかわる施策の企画・立案や、区が保有する情報資産の活用等を所管する組織を設置し、協働の推進に不可欠となる、区と区民との情報の共有化を進めます。

2 行財政改革基本方針に基づく取組項目

1) 方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

(1) 財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール

取組項目名	取組内容等
財政構造の弾力性の確保	<p>事業の効率的な執行により経費の削減を図るとともに、財政構造の硬直化を避け、経常収支比率について80%以内を目指します。</p> <p>また、財政運営の透明性の向上を図り、区民に対する財政情報の公表を進めます。</p>
「財政のダム」の再構築	<p>歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。</p> <p>また、金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。</p>

(2) 財源の確保

取組項目名	取組内容等
区有財産の有効活用	<p>区が保有する未利用地について、売却も含めた有効活用について調査・検討を行います。</p>
広告収入の確保	<p>「民間等への広告媒体提供についての基本方針」に基づき、区から情報提供をする各種の媒体について、広告掲載の可能性と実施に向けた検討を行い、広告収入の確保と印刷経費等の支出抑制を図ります。</p>
税・保険料・利用料等の収納率向上	<p>口座振替の勧奨や納付センターからの電話案内等により、滞納者の発生を抑制し、収納率の確保・向上を図ります。</p> <p>また、区民の生活スタイルの多様化に対応して、ICT(情報通信技術)を活用した収納方法の検討を行います。</p>

(3) 負担の公平性の確保

取組項目名	取組内容等
補助金の見直し	第三者機関及び行政内部による定期的な評価・検証を行い、補助金の適正化を図ります。
奨学資金の償還率向上	民間事業者の持つノウハウを活用し、奨学資金の貸付償還率の向上を図ります。
使用料・手数料等の見直し	使用料・手数料等について、受益者負担の適正化の観点から継続的に見直しを行います。
保育施設の利用者負担の見直し	負担の公平性などの観点から、認可保育所保育料など保育施設の利用者負担のあり方について見直しを行います。
学童クラブ利用料の適正化	コストに見合った利用料のあり方について検討を行い、適正化を図ります。
ふれあいの家の賃借料の見直し	現契約の更新時期にあわせて、賃借料について見直しを行います。
事業系有料ごみ処理券貼付の適正化	事業系有料ごみ処理券の貼付適正化を図ることにより、事業者間の公平性を保つとともに、歳入の確保を図ります。

2) 方針2 効率的な行政運営

(1) これからの行財政改革の検討

取組項目名	取組内容等
これからの行財政改革の検討	「(仮称)行財政改革に関する懇談会」を設置し、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想される中であっても、必要な区民サービスを提供することができる行財政運営のあり方を検討し、取組を進めます。

(2) 行政評価の充実

取組項目名	取組内容等
行政評価制度の充実	環境の変化に対応し、限りのある資源を有効に活用するとともに、経営体質の改善や職員の意識改革を進めるため、行政評価制度の実効性を高め、効率的・効果的な区政運営を図ります。

(3) 事業の運営や執行方法の見直し

取組項目名	取組内容等
区民サービス窓口の整備	駅前事務所及び区民事務所の適正配置について検討します。また、自動交付機について、区民利用の利便性の観点から設置場所の見直しを行います。
民営化宿泊施設の運営の見直し	区民アンケートの実施など、調査を行い、施設ごとに廃止を含めた抜本的な見直しを行います。
オブリガードの見直し	相談支援事業所業務(生活相談及びオープンスペースの運営)、退院促進事業を民間事業所に委託します。
区民住宅の見直し	民間からの借り上げにより供給している区民住宅について、住宅ストックの量的充足という状況下、中堅所得者層のファミリー向け住宅を供給する意義が薄れていることを踏まえ、見直しを行います。
環境情報館の運営の見直し	区民や環境団体等の創意や工夫がより活きるような事業展開を図るため、区と委託先の役割分担を見直すとともに、環境情報館の運営について見直しを図ります。
ごみ収集方法の効率化とサービスの充実	プラスチック製容器包装の回収・運搬業務の効率化を図り、ふれあい収集や事業系有料ごみ処理券貼付の適正化に向けた取組を充実します。

取組項目名	取組内容等
教職員研修所の見直し	施設の利用実態に照らし、設置目的が薄れた教職員研修所は廃止します。
障害者雇用支援事業団の事業見直し	公益法人制度改革に基づき、「財団法人杉並区障害者雇用支援事業団」の、平成 25 年 4 月の公益法人化に向けた対応と、障害者の就労支援の一層の充実を図るため、事業団の事業を見直します。

(4) 情報システムの見直し

取組項目名	取組内容等
情報化基本方針及び情報化アクションプランの推進	杉並区基本構想の実現に必要な情報化に関する取組の基本方針を、日々進展する情報通信技術の動向等を考慮して改定します。そして、この方針を指針として、個々の情報施策を具体化するため、「杉並区情報化アクションプラン」を改定し、実施します。
区全体のウェブサイト再構築	アクセシビリティの向上や SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの新たなメディアへの対応力を高めるとともに、より使いやすいホームページを目指した区全体のウェブサイトの再構築を行います。
住民情報系システムの再構築に向けた準備	総務省が推進している自治体クラウド、東京電子自治体共同運営協議会が調査・検討している自治体システムの共同化、サーバー処理を中心としたオープン系システムでの業務パッケージの開発・普及状況等を見据えつつ、大型汎用機で処理をしている住民情報系基幹システムの再構築に向けた準備を進めます。

(5) 多様な主体によるサービスの提供

取組項目名	取組内容等
民営化・民間委託の推進	新たな行政課題が増加している中、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民営化・民間委託を推進します。
区立施設への指定管理者制度の導入	公の施設の運営において、施設の設置目的を踏まえた、施設運営の検証と、施設のあり方を検討し、サービス向上等の制度導入効果を考慮した上で、導入に適した施設に指定管理者制度を導入します。
入札・契約制度の改革	社会状況の変化を踏まえ、新たに「(仮称)杉並区公共調達の手引」を定め、総合評価方式の拡充や、監督及び検査業務の充実など、入札・契約制度の改革を進めていきます。
委託業務等のモニタリングシステムの実施	事故を未然に防ぎ、区民に良質の公共サービスを安定的に提供できるよう、現在実施している委託業務等の継続的な管理・監督を行い、サービスの質と安全管理を徹底するとともに、モニタリングシステムの一層の充実を図ります。
区民会館の委託化	区民会館の受付業務、清掃業務、設備管理業務、巡回警備業務を一括して委託します。
保育園の指定管理者導入等	区立保育園への指定管理者制度の導入を、平成 26 年度までに 3 園実施するとともに、民営化を 1 園実施します。
保育園調理用務業務の委託	調理用務業務委託について、各年度に 2 園ずつ実施し、平成 26 年度までに累計 25 園を委託化します。
学童クラブ委託の推進	学童クラブ運営を段階的に民間事業者へ委託していきます。
自転車集積所の見直し	効率的な自転車集積所の運営を図るため、稼働率を勘案し、集積所の統廃合を実施していきます。また、業務の効率化を図ります。
公園緑地事務所の業務見直し	平成 25 年度から北公園緑地事務所の作業の業務委託化を行うとともに、公園管理事務所を含めた出先事務所全体の再編についての検討と業務の見直しを行います。

3) 方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

(1) 人事・給与制度の見直しと職員の育成

取組項目名	取組内容等
公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直し	公務員制度改革に対応するとともに、職員の専門性やモチベーションを高める人事・給与制度の見直しを行います。
自治と分権の時代にふさわしい職員の育成	地域とのコーディネート力を高めるために、専門家の知見を活かした研修を実施するなど、自治と分権の時代にふさわしい、課題解決型の職員の育成を進めます。
五つ星の区役所づくり	区民の声や職員のアイデアを活かした業務改善等を実施し、サービスの向上を図り、「五つ星の区役所づくり」を推進します。

(2) 効率的で活力ある組織運営

取組項目名	取組内容等
組織の改編	基本構想の実現と、新たな行政需要に対応するため、組織の見直しを行い、組織横断的な課題にも対応できる、効果的、効率的な組織の改編を行います。

(3) 職員定数の適正化

取組項目名	取組内容等
職員定数の適正化	基本構想実現に向けて、職員の配置、定数について不断に見直しを行うとともに、新たな行政課題に柔軟に対応するための配置を行うなど、職員定数の適正化を図り、3年間で200名の職員削減に取り組みます。
清掃職員の退職不補充	清掃職員の退職状況を踏まえ、ごみの収集・運搬業務の委託化を段階的に進めます。
学校用務業務等の包括委託等の推進	職員の退職状況を踏まえ、学校警備の機械化や、給食調理業務、用務業務等の委託を進めます。

4) 方針4 区立施設の再編・整備

(1) 区立施設の再編・整備

取組項目名	取組内容等
(仮称)施設再編整備計画の策定	施設の効率的運用や利便性、地域活性化の観点から、施設の再編・整備とともに、施設再編等に伴う跡地について売却も含めた利活用を図るための計画を策定し、推進します。

(2) 都・国との連携・協力によるまちづくりの推進

取組項目名	取組内容等
東京都、国との連携・協力によるまちづくりの推進	都、国、区で構成する「まちづくり連絡会議」など、都や国との連携・協力を通じて、土地・建物などの資産の有効活用を図るなど、区民の利便性向上に努めます。

5) 方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

(1) 自治・分権の推進

取組項目名	取組内容等
自治・分権の推進	地方分権、都区制度改革など基礎自治体の自治権拡充に向け積極的に取り組むとともに、制度改革に対し迅速に対応します。

(2) 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上

取組項目名	取組内容等
隣接自治体等との連携による区民サービスの向上	暮らしやすい地域社会をつくるため、隣接自治体等との連携・協力を進め、区民サービスのさらなる向上を図ります。また、国内交流都市と文化・スポーツ、農産物等の物流などを通じて交流を行い、相互の経済活性化等に取り組んでいきます。

(3) 基礎自治体相互の連携・協力の強化

取組項目名	取組内容等
交流都市等との相互連携の推進	区と災害時相互援助協定を締結している自治体とで取り組む「自治体スクラム支援会議」をはじめ、交流都市等との基礎自治体相互の連携・協力体制の一層の充実を進めます。

(4) 大学・研究機関等との連携・協力の推進

取組項目名	取組内容等
大学・研究機関等との連携・協力の推進	創造的な施策や事業を進めるため、区内の大学・教育研究機関等との連携・協力を積極的に進めます。

3 区民と共に基本構想を実現するための取組

取組項目名	取組内容
基本構想実現のための区民参加の仕組みづくり	区民と共に基本構想や総合計画の達成度、進捗状況を確認しながら基本構想の実現に取り組むため、「(仮称)基本構想実現のための区民懇談会」を設置・運営します。
総合計画の進捗状況の公表	基本構想・総合計画の内容を広く周知するとともに、総合計画の進捗状況について、毎年度、広報等を通じて公表し、区民の皆さんにお知らせします。